

Title	戦前における都市下層の展開(上) : 東京市の場合
Sub Title	The development of the lower classes in prewar Tokyo (1)
Author	中川, 清
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.3 (1978. 6) ,p.360(58)- 406(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19780601-0058
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19780601-0058">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19780601-0058</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 戦前における都市下層の展開 (上)

—東京市の場合—

中 川 清

## 第1章 「下層社会」把握について

戦前期日本を対象とする労働問題研究においては、しばしば「下層社会」という範疇が導入され、労働者等の状態を評価する場合の有力な基準とされてきた。

その最も代表的なものは大河内一男氏の所説である。「大正から昭和へかけての、日本の帝国主義的膨張や財閥の手に流れ込んだ膨大な独占利潤も、日本の労働者をその長い『下層社会』的存在から解放しはしなかった<sup>(1)</sup>。「戦前のサラリーマン」は、「貧乏暮らしの『下層社会』だったと考えた方が実態に合っているようだ<sup>(2)</sup>」。ここにみられる大河内氏の「下層社会」論は、戦前の全期間、ほぼ全階層に妥当する「日本社会論」とでもいうべき性格を帯びていた。同様の見解は他にも見出すことができる。明治44年から大正元年の「細民戸別調査」を詳細に分析された津田真澄氏も、「一般的労働者ですらも、この大きな救貧体系の中に呑みこまれたままで、下層社会層意識のままついに第二次大戦を迎えた<sup>(3)</sup>」と述べられている。

これらの見解が、都市を構成する人々の様態を一括して「下層社会」と捉えようとしていたのに対して、その後の研究の関心は、労働者、とりわけ大企業の労働者が自らを「下層社会」から分かつ点に向けられたといえよう。「下層社会」を土台とした、更に言えば「下層社会」把握をそのままにした、このような視点の転換は、理論的には労働市場論を背景とするものであった<sup>(4)</sup>。その成果の一つとして兵藤剣氏の業績を挙げることができる。兵藤氏は、「重工業労働者の『下層社会』的位置」(日清戦後)、「大経営労働者の『下層社会』からの離脱とその限界」(日露戦後)、「大経営

注(1) 大河内一男「日本の不幸な正体——貧困の中の『人間』——」(『中央公論』1953年5月号所収)。

(2) 大河内一男『日本の中産階級』1960年、91頁。

(3) 津田真澄『日本の都市下層社会』1972年、237頁(ただし、本書のあとがきによれば、この部分は1959年発表の論文が中心となっている)。

(4) この視点転換への橋渡しの発想は、例えば社会保障の「企業内福利施設化」と「救貧政策化」を促した二つの「国民生活」と言う考え方に求めることができる(氏原正治郎『日本労働問題研究』1966年、295頁~305頁、この部分の初出は1950年)。

### 戦前における都市下層の展開 (上)

労働者の『下層社会』からの<sup>(5)</sup>離脱(第一次大戦後)という枠組を設定され、その結論として「重工業大経営労働者の実質賃金水準は、第一次大戦後かなりの上昇を示し、小・零細経営労働者、不熟練労働者などの賃金・所得水準に比し、かなりの優位を示すにいたったのであるが、その結果、かつて『下層社会』の一員と目された重工業大経営労働者の地位も著しく改善されることとなった<sup>(6)</sup>」と主張されている。ここで貫かれている視点は、大経営労働者を「下層社会」から分離して把握しようとするものであり、それ故、大経営労働者の比較対象としてのみ「下層社会」が問題とされていた。従って、「下層社会」の生活様態に関するイメージは、津田氏等によって示されたものを踏襲していたと思われる。

勿論、この間に、上述した労働市場論の立場から「下層社会」への接近が行なわれなかったわけではない。隅谷三喜男氏による「(都市)雑業層」という規定がそれである。<sup>(7)</sup>隅谷氏は、「小工業や零細家内工業の労働者、小売商、サービス業の従業者、職人等の手伝、土建その他の人足、日雇等々」で、「近代的賃労働関係」とは異なる「家父長制や擬制的親分子分関係等」に支配された生業に就くものを「雑業層」と定義され、<sup>(8)</sup>この「雑業層」が、労働市場において、過剰人口の貯水池と追加賃労働者の給源という役割を担い、<sup>(9)</sup>その結果、ほぼ大正末期以降「農家の生活水準ではなく、雑業層の多就業家計こそが、労働条件、直接的には零細企業の労働条件を規定し、間接的には中および大企業の労働条件を段階的に規定するに至った<sup>(10)</sup>」と述べられている。ここでは、「下層社会」に対して「雑業層」という明確な規定が与えられ、しかも、労働条件の決定に際して積極的な意義を有するとされた。しかしながら、「雑業層の多就業家計」が如何なるものであるかは、なお不問のままであった。

以上、検討してきた諸説において、「下層社会」(もしくは「雑業層」)がきわめて重要な概念として登場していたことは否定できない。しかしながら、津田氏の場合を除いて、<sup>(11)</sup>「下層社会」そのものの状態は、ほとんど明確にされることがなかった。「下層社会」は、評価の基準として比較の対象

注(5) 兵藤剣『日本における労資関係の展開』1971年、目次。

(6) 同上書、477頁。

(7) 隅谷三喜男『日本の労働問題』1967年、63頁～64頁、この部分の初出は1960年。同様の見解は、隅谷三喜男編『昭和恐慌』1974年、258頁～259頁、隅谷三喜男『労働経済の理論』1976年、239頁及び248頁。

(8) 隅谷『日本の労働問題』66頁。

(9) 同上書、68頁～70頁、81頁～82頁。

(10) 同上書、82頁。

(11) 津田、前掲書、第一編(この部分の初出は1956年)。津田氏の問題意識は、「『貧民窟』に工業化の影響が一体あらわれているのかいないのか」(278頁)や「『都市最下層』についてどういうトレンドが見られるか」(76頁)という表現に端的に示されている。そのために明治44年から大正元年の細民統計が分析され、工場労働者のスラムからの分離やスラム非現住者の意義等が詳細に実証された。しかし、その後の展開については、すでに引用した如く、講座派仮説に基づいて工場労働者の下層社会的性格を解明することに力点が置かれ(特に、津田「日本の都市下層社会」、『経済学論集』第24巻、第2号、77頁～79頁)、大正初期以降の「工業化」過程における都市下層の「トレンド」には十分な関心が払われなかった。第一次大戦以後の都市下層に関しても、生活水準からの接近が放棄される(224頁、237頁)のではなく、その生活状態が考察され、更にその意義が検討されねばならないと思う。

とされてきたが、その具体的な様相は、必ずしも考究の対象とならなかったといえよう。

このような事態に陥った原因を幾つか挙げる事ができる。まず第一は、分析主体の態度にかかわる問題である。「下層社会」は、そうであってはならないもの、そこから脱却すべきものと捉えられ、現にそうであるもの、その中で生活するものの様態として把握しようとされなかった。第二に、第一次大戦後の電力化や都市化に主導された新興重化学工業の成長が過少評価されることによって、「下層社会」と戦間期経済発展との関連に十分な注意が払われなかった。そのため、横山源之助<sup>(12)</sup>から津田氏にまで継承される明治中後期の「下層社会」のイメージが、検討を加えられることなく、そのまま受け継がれてしまったように思われる。第三は、地域社会としての都市が、暗黙に前提されていたとはいえ、農村とは異質なものとしては独自に設定されなかったことである<sup>(13)</sup>。従って、「下層社会」は、都市地域を構成する不可欠の階層という積極的な位置付けを獲得することができなかつたし、また都市における自らの状態の解明を強く迫ることもできなかつたといえよう。最後に、「下層社会」は、非適応層もしくは被抑圧層として固定的に捉えられ、経済発展に伴う社会変動に、それなりの仕方に対応するものとはみなされなかつた。すなわち、「下層社会」が動態において把握されることはほとんど皆無であった<sup>(14)</sup>。

以上に指摘した原因は、そのまま、戦前の都市「下層社会」への接近方法を提示しているといえよう。それ故、本稿の課題は、戦前特に戦間期の都市下層を、都市社会の構成部分として、動的に把握し、その生活状態の推移を明らかにすることである。そのことは、単に都市下層がどう生活していたかだけでなく、人々が近代の都市で生きてゆくことの意味を最も鋭く表現しているはずである。

## 第2章 東京市下層に関する調査資料の検討

### ——時系列比較のために——

戦前の都市下層に関する調査には、大きく分類すると、貧民窟踏査、細民調査、不良住宅地区調査、要保護世帯調査の4つの流れが存在した。この他にも、雇用問題との関連で『失業者生活状態

注(12) 横山源之助『日本の下層社会』1899年、岩波文庫版、第一編参照。

(13) このことを最初に指摘したのは、恐らく、下田平裕身「企業福利施設と労働者生活」(隅谷三喜男編『講座労働経済』4、日本の労使関係』1967年、所収)であろう。下田氏はここで、「日本における都市社会の成立を認めなかつたのだろうか」と疑問を提出し、「まず日本の都市社会とそこに生活する労働者のイメージが与えられねばならない」と主張された。残念なことに、その後この問題提起は、必ずしも積極的に受け止められなかつたようである。

(14) 例えば、1929年の第二次ロンドン調査(New Survey of London Life and Labour)は1889年のブースによる第一次ロンドン調査と、また1936年のラウントリーによる第二次ヨーク調査(Poverty and Progress)は1899年の第一次ヨーク調査と、それぞれ比較可能であつたので、二時点間の動態比較が議論された。

なお、日本のスラムを動態的に見通した恐らく唯一の作業として、平恒次『人間性の経済学』34頁~43頁があげられるべきであろう。

### 戦前における都市下層の展開(上)

調査』や『日傭労働者に関する調査』等が、また不定居民との関連で『木賃宿に関する調査』や『浮浪者に関する調査』等があったが、前者は都市下層を一側面からしか追求していないし、後者は都市に生活し続ける者とはみなしていなかった。従って、都市下層を、都市の構成部分として、全体的に把握していたのは、上記4系列の調査だといえることができよう。以下、東京市を対象とした代表的な「貧困調査」を紹介し、その性格を4分類によって若干検討しておきたい。

まず、貧民窟踏査を挙げよう。

不明「府下貧民の真況」(『朝野新聞』明治19年、西田長寿解説『明治前期の都市下層社会』「生活古典叢書第2巻」の再録版による)

大我居士(桜田文吾)「貧天地大飢寒窟探検記」(『日本』明治23年、前掲『明治前期の都市下層社会』による)

乾坤一布衣(松原岩五郎)「最暗黒之東京」(『国民新聞』明治25~26年、西田長寿編『都市下層社会』による)

横山源之助『日本之下層社会』、「第一編東京の貧民状態」(明治32年刊、岩波文庫版による)

この他に、大阪を対象としたものとして、

呑天小林(鈴木)梅四郎「大阪名護町貧民社会の実況記略」(『時事新報』明治21年、前掲『明治前期の都市下層社会』による)がある。

以上列挙した諸踏査の主体は、いずれも民間の個人、具体的には新聞記者であった。そして、踏査対象の選定が見聞に基づく印象判断で行なわれたために、情熱を持って記述されたにもかかわらず、そのような高密度集住地区である貧民窟が、東京市全体の中でどのような位置を占めていたかは、必ずしも明らかではなかった。しかしながら、明治期の都市生活全体が、後述するように、相当低位なものだったとすれば、これらの印象判断による対象設定も、都市下層に関する一定の代表性を帯びていたと考えることができる。

次に、細民調査。

内務省地方局『細民調査統計表』、「細民戸別調査」明治45年(明治44年に調査)

内務省地方局『細民調査統計表摘要』大正3年(明治45年~大正元年)

東京市社会局『東京市内の細民に関する調査』大正10年(大正9年)

内務省社会局『細民調査統計表』大正11年(大正10年)<sup>(15)</sup>

これらの細民調査は、中央政府によって行なわれたが、大正中期になると、調査の主体は地方行政に移行し始めたようである。大正10年の『細民調査統計表』は、直接の調査事務を東京府及び東

注(15) 内務省による先の2つの調査と違って、生計調査部門が非常に充実していた。そして、この調査の延長上に、大正12年から3ヶ年の全国的家計調査が計画されたが、関東大震災等のために中止された。しかし、この計画中の家計調査要綱案は、大正15年~昭和2年の内閣統計局による家計調査の骨格をなした(権田保之助「本邦家計調査」、高野岩三郎編『本邦社会統計論』「経済学全集第52巻」昭和8年所収)。

京市に委嘱しており、府の社会事業協会救済委員や市の方面委員も作業に加わった。<sup>(16)</sup> 調査の対象地域は、『東京市内の細民に関する調査』を除いて、未だ特定の集住地区に限られていたが、対象規定は明確にされていた。大正元年の『細民調査統計表摘要』には、

「此調査ニ於テ細民ト称スルハ東京及大阪両市ニ在リテハ、特殊小学校ニ児童ヲ入学セシムル<sup>(17)</sup> 資格者及之ニ準スヘキ者ヲ謂ヒ、大略左ノ各項ニ該当スル者ヲ謂フ

- (一) 所謂細民部落ニ居住スル者
- (二) 主トシテ雑業又ハ車力其他下級労働ニ従事スル者
- (三) 一ヶ月家賃三元以内ノ家屋ニ居住スル者、(以下略)
- (四) 所帯主ノ職業上ノ収入月額二十円以内ノ者、<sup>(18)</sup> (以下略)<sup>(19)</sup>」

と述べられている。この規定は、地域、職業、住居、収入の4視点からなされた包括的なもので、都市下層が文字通り下層社会としての共通性を備えていたことを物語っている。更に、同居者を排除して「細民ノ一所帯毎ノ事実ヲ各一票ニ記入スルコト<sup>(20)</sup>」として、「所帯」の概念をはっきり打ち出しているのも注目<sup>(21)</sup>に値する。明治末から大正初年に、中央政府によって下層社会の生活状態の総合的解明が行なわれたのは、治安もしくは防貧対策の一環としてであると同時に、都市下層という最も不明瞭な対象を近代国家の成員として具体的に把握する過程でもあった。これらの調査による細民が当該地域の人口に占める割合は、後述するように、明治末頃には1割前後、大正中頃には3.4%位だったと考えられる。

東京市による大正9年の細民調査になると、先の包括的な細民規定は、裁量の余地を残しながらも、「主として部落を為」し「五人家族の一世帯を標準とし其の収入月額六十円」<sup>(22)</sup>「或は五十円内外」という2点に限定されてきた。そして、これが更に二分され、前者は不良住宅地区調査に、後者は要保護世帯調査に、それぞれ受け継がれることとなる。

不良住宅地区調査の系列には以下のものが存在する。

東京府学務部『東京府郡部不良住宅地区調査』昭和3年(調査時点は大正15年)。本稿では主に、

注(16) 同書、凡例2頁。

(17) 方面委員制の経緯については、日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』185頁～193頁(小川政亮論文)を参照されたい。

(18) この資格者、すなわち細民は、「区費を負担せぬ者で人夫、車夫、日傭等を業とし、月収20円以下若しくは家賃3円以下の家に居住するもの」と定義されていた(前掲『日本の救貧制度』153頁)。

(19) 同書、細民戸別調査票記入心得1頁。

(20) 同上。

(21) 明治44年の『細民調査統計表』は、「細民戸別調査」、「木賃宿戸別調査」、「職工家庭調査」の3つで基本的に構成されており、「細民戸別調査」と「職工家庭調査」では、「所帯主」という表現が見受けられる。また、大正9年の『東京市内の細民に関する調査』は、細民を「定居的細民」と「不定居的細民」とに区別して、「定居的細民」のところでは、分析上の重要な概念として「世帯」を使用している。以後、都市下層に関する調査において、「世帯」概念が定着することになる。

(22) 同書、5頁～6頁。

### 戦前における都市下層の展開(上)

東京府学務部『東京府郡部不良住宅地区調査概説』「社会調査資料第六輯」昭和3年によつた。

東京市社会局『東京市不良住宅地区調査』昭和7年(昭和6年)

東京市社会局『東京市新市域不良住宅地区調査』昭和11年(昭和9年)

以上が基本的なものであるが、特定地域を対象とした同潤会による、『猿江裏町不良住宅地区改良事業報告』「不良住宅地区改良事業報告第一輯」昭和5年、『不良住宅改良後に於ける地区内居住者生計調査報告書』昭和8年(昭和7年調査)、『共同住宅居住者生活調査(第1回~第11回)』(昭和5年~昭和15年調査)等も貴重である。

更に、細民地区もしくは不良住宅地区の存在を追求したのものとして、東京市統計課『特定区域ニ関スル調査』昭和2年(大正14年)、東京府学務部『東京府郡部に於ける集团的不良住宅地区状況調査』「社会調査資料第九輯」昭和5年(昭和5年)がある。

これら一連の調査の主体は、主に地方行政となった。そして、調査対象の規定は、「湿地、窪地、袋地等に棟割、トンネル又は普通長屋、然らざれば狭隘なる単独家屋密集し、通路狭隘、下水設備不完全にして排水従つて悪く、住宅の室数は一室乃至二室、畳数は一畳乃至九畳、家賃は二円乃至九円程度のもの約二十戸以上の集団地<sup>(23)</sup>」というものであった。対象地域は、従来のように特定地域ではなく、新市域をも含めた東京市全域に拡大した。住環境を具体的に規定し、市域全体の不良住宅地区の「発見」<sup>(24)</sup>に努めたことから想像されるように、不良住宅地区調査は、特定の政策目標、すなわち昭和2年制定の不良住宅地区改良法と密接に関連していた。第一次大戦後、都市の環境整備が進み、関東大震災の復興計画が行なわれる中で、これらの調査は、不良住宅地区改良事業の一環として実施されたわけである。なかでも同潤会による諸調査は、改良事業の推進過程で生まれたものである。<sup>(25)</sup>ところで、基本的な不良住宅地区調査が捉えた対象は、それぞれの調査市域の人口の約1%に過ぎなかった。もとより、この住民は都市下層の生活状態を端的に表現していたのであるが、第一次大戦後ことに震災後、市域が急速に膨張したため、貧民窟踏査、細民調査、不良住宅地区調査と続いた伝統的な集住規定によつては、都市下層の総体を把握することが困難になってきた。

集住規定を放棄し、所得という単一の基準<sup>(26)</sup>によつて都市下層を把握したものとして、以下に掲げる要保護世帯調査の系列がある。

東京市社会局『東京市内要保護者に関する調査』昭和5年(調査は昭和4年~5年、対象地域は旧市

注(23) 『東京府郡部不良住宅地区調査概説』1頁。『東京市不良住宅地区調査』では、「一室乃至三室」(同書、はしがき)と変更されている。更に、『東京市新市域不良住宅地区調査』になると、「二十戸以上密集」(同書、序言1頁)という単独規定になっている。

(24) 『東京市不良住宅地区調査』1頁。

(25) 同潤会の事業については、同潤会『同潤会十年史』昭和9年を参照されたい。特に、不良住宅地区との関連では、「第二篇事業、第四章共同住宅」が重要である。

(26) 貯蓄を零とみなせば、後述する「生活標準額」を、こう表現できるであろう。

域)

東京府学務部『要保護者に関する調査——東京府五郡社会調査——』「社会調査資料第十二輯」

昭和6年(昭和4年～5年,新市域)

東京市社会局『東京市内要救護者に関する調査』昭和7年(昭和6年,旧市域)

同上『東京市要保護世帯生計調査』昭和7年(昭和6年,旧市域)

同上『東京市要保護世帯概要調査』昭和7年(昭和7年,旧市域)

同上『東京市要保護者調査』昭和8年(昭和7年～8年,新旧両市域)

同上『東京市要保護世帯調査』昭和9年(昭和8年,新旧両市域)

同上『被救護者に関する調査』昭和9年(昭和8年,旧市域)

同上『被救護者に関する調査』昭和10年(昭和9年,主に新市域)

同上『救護法に依る被救護世帯調査』昭和11年(昭和10年,新旧両市域)

主要な調査は以上であるが、この他にも対象を特定したものとして、東京市社会局による『東京市要保護寡婦世帯調査』昭和7年、『東京市要保護世帯に於ける老衰者の調査』昭和9年、『東京市要保護世帯に於ける特殊事情者の調査』昭和9年、『要保護世帯に於ける乳幼児の生活状態』昭和10年、『東京市被救護幼者調査』昭和12年、『東京市要保護母子調査』同年、『要保護世帯に於ける出生、死産並に乳幼児死亡事情に関する調査』同年、『救護法に依る救護の廃止停止事情及其の世帯の現状に関する調査』昭和13年等がある。

不良住宅地区調査と同様に、調査主体が地方行政で、対象地域が全市域であることは、一見して明らかである。昭和4年以降、上記の諸調査が執拗に行なわれたのは、昭和4年救護法の制定公布、昭和7年救護法の施行、更に昭和12年母子保護法の制定公布という一連の政治過程<sup>(27)</sup>に対応している。すなわち、大正中期以降、恤救規則に基づいた公的扶助の欠陥を補うために社会事業の組織化が進展<sup>(28)</sup>し、昭和に入ると、組織化の担い手であった方面委員<sup>(29)</sup>を中心として救護法制定促進運動が展開された結果、昭和4年に救護法が公布された。しかし実施が遅れたために、再び方面委員を中核に救護法実施促進運動が推進されたわけであるが、前半の要保護世帯調査は、この実施運動の一環であり、同時に救護法実施の条件を準備するものであったといえよう。事実、各調査の凡例では方面委員の資料に依存したと述べられており、方面地区、方面委員、方面事務所、方面事務所員等から構成される方面委員制度は、すでに相当組織され、また調査の過程で一層充実したようである。そして、昭和7年に救護法が施行されると、実施状況に関する調査が行なわれ、更に、救護法下で生じ

注(27) 一連の政治過程の詳細については、前掲『日本の救貧制度』223頁～279頁(鷲谷善教論文、重田信一論文)参照。

(28) この点に関しては、吉田久一「社会事業の近代化——組織化を中心として——」(笹山京編『社会保障の近代化』所収)が詳しい。

(29) 東京市の方面委員制度については、東京市社会局『東京市方面委員取扱実例集』昭和4年、同『東京市方面事業要覧』昭和11年を参照されたい。



戦前における都市下層の展開 (上)

る特定の課題に接近するものとして個別的な調査が行なわれ、この努力が戦時下の母子保護法や医療保護法に結実した。ところで、一連の調査が知識階級失業者対策、すなわち小額給料生活者失業救済事業の一環として施行されたことにも注意を払っておく必要がある。さて、対象規定に移ろう。

〔表1〕 方面カード階級生活程度標準

世帯人員 月額 (円)	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
救護法該当世帯(要救護世帯)生活標準額	9	15	21	24	27	30	33	36
第二種生活標準額〔旧市域〕	25	35	45	55	60	65	70	75
第二種生活標準額〔新市域〕	15	25	35	45	50	55	60	65
第三種生活標準額	40	50	60	70	75	80	85	90

○これは、昭和6年に変更されたもので、大正15年に制定された変更以前第二種生活標準額は、新旧両市域共通で、以下のものであった。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
月 額	35円	45円	55円	65円	70円	75円	80円	85円

方面カード階級生活程度標準は、一応四つに分類されている。第一種カード階級とは、「公私ノ救助ヲ受クルニアラザレバ生活シ能ハザルモノ」で、〔表1〕の救護法該当世帯生活標準以下のものを指す。第二種カード階級は、「辛ジテ生活シツツアルモノ」で、第二種生活標準以下のものであり、要保護世帯調査の対象は、第一種及び第二種カード階級であった。第三種とは、「生活ニ余裕ナキモノ」で、第三種生活標準以下のものである。第四種は、「生活ニ余裕アルモノ」で、特に具体的な規定はない。<sup>(30)</sup> 以上のように世帯人員に基づいて詳細に標準額が定められたことは、この対象規定の特色であろう。そして、第一種及び第二種カード階級に該当する要保護世帯調査人口が各市域に占める割合は約10%弱、第一種カード階級に該当する要救護者調査人口の旧市域に占める割合は、1.3%、また被救護者は東京市人口の1%以下であった。

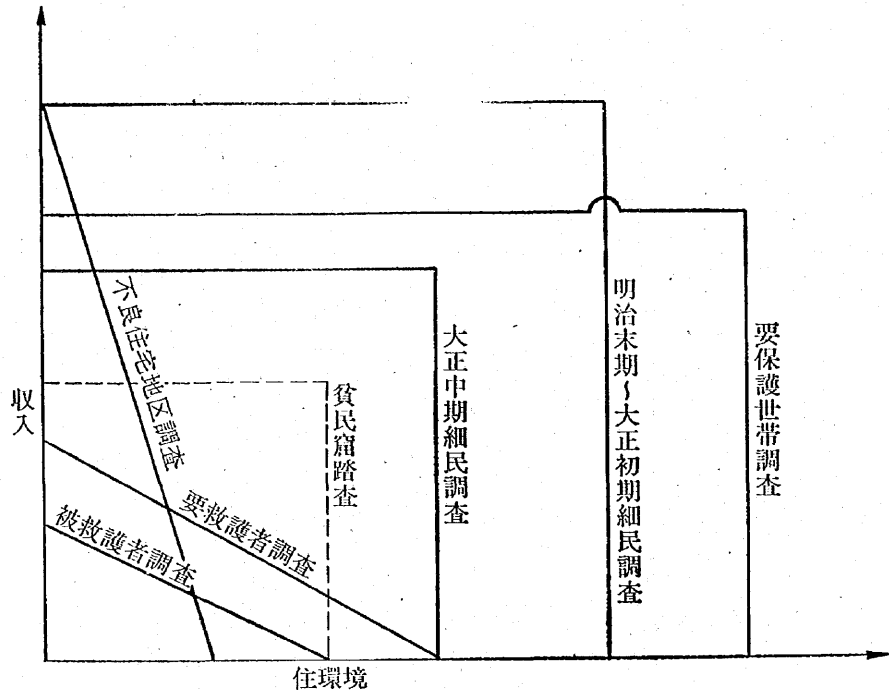
以上、4つの系列の都市下層調査について検討してきた。対象規定は少しずつ異なっているが、それぞれの調査は、都市最下層を共通基底として、〔図1〕の概念図が示すような対象を把握していた。特に、細民調査と要保護世帯調査は、少なくとも量的には大体似通った対象を捉えている。不良住宅地区調査も、昭和9年の不良住宅地区調査によれば調査世帯の82.4%が新市域の要保護世帯標準月額以内であり、前記2調査と比べて、それほど片寄っているわけではない。従って、細民調

注(30) 東京市社会局『東京市社会事業要覧』昭和7年、第三編社会事業関係法規及市規則による。

(31) 都市下層調査史論としては、高野史郎「貧困調査と家計調査の歴史」(岩本・高野編著『講座現代生活研究Ⅳ生活調査』所収)、より一般的な調査史論としては、相原・鮫島編『統計日本経済』「経済学全集28」第3章～第5章がある。

(32) 前掲『東京市新市域不良住宅地区調査』概説篇50頁～51頁。標準額を越える世帯の割合は、1人及び2人世帯で高くなっている。この間に消費者物価指数が上昇したことを考慮すれば、より多くの世帯が標準月額以内であったと思われる。

〔図1〕 都市下層調査による対象把握の概念図



○調査当時の収入と住環境を軸にとって、把握された対象の大体の関係を示したものである。面積は、調査当時の東京市人口に占める大きさを表わす。ただし、貧民窟踏査の範囲は確定的でない。

査、不良住宅地区調査をして要保護世帯調査は、少なくとも収入視点から判断すれば、相互に比較可能な都市下層を対象として把握していたといえよう。

一方、各系列の調査が行なわれた時期は、貧民窟踏査が明治中期から後期、細民調査が明治末から大正10年、不良住宅地区調査が大正15年から昭和9年、要保護世帯調査が昭和4年以降と、明治中頃から昭和10年頃までの約50年間にわたっている。貧民窟踏査を除いても、明治末以後の約四半世紀にわたって、都市下層の生活状態を辿ることが可能である。具体的にいえば、第一次大戦前として明治44年から大正元年、大戦直後として大正9年から大正10年、関東大震災後として大正15年、昭和恐慌下として昭和7年前後の4時点を押え、比較することによって、戦間期の都市下層の動向を明確にすることができよう。

明治44年～大正元年の細民調査は、旧市域の下層約1割の中の、一定地区の一部分を調査したものである。大正11年刊行の『本邦社会事業概要』は、根拠が不明であるが、「一家が漸く衣食住費の最少限度を得るのみの者」は「最も少く考ふるも全人口の約一割を占め」と推定した。<sup>(33)</sup> また、恐らく昭和初頭に執筆されたと思われる草間論文は、東京市人口の「百分の六は生活苦に悶々く貧しい者」すなわち「細民」であると述べている。<sup>(34)</sup> 更に、昭和6年～8年の要保護世帯調査は、東京市

注(33) 前掲『日本の救貧制度』203頁～204頁。

(34) 草間八十雄「大東京の細民街と生活の態容」(『日本地理大系 大東京篇』昭和5年、改造社版、所収)。なお、草間は、東京市の下層調査に長年携わってきた人物である。

### 戦前における都市下層の展開 (上)

人口の約10%を対象として把握していた。従って、戦前において、都市下層1割という基準が、実態としても通念としても、ほぼ妥当していたと判断しても大過ないであろう。そうだとすれば、都市下層10%に焦点を据えて時系列的に比較する作業は、単なる統計分布上の下層ではなく、戦前の典型的な都市下層の、生活状態の解明を意味するといえよう。幸い、明治44年～大正元年の細民調査と昭和6年～8年の要保護世帯調査は、都市下層10%に大体該当しており、この2時点は直接的な比較が可能である。問題は、この間を埋める大正9年～10年の細民調査と大正15年の不良住宅地区調査である。両調査の捉えた対象の割合は、それぞれ3.4%、1.1%と低かったが、すでに述べたように、それは、対象が偏っていたためではなく、集住規定のためであり、両調査共、最下層を基底として都市下層の代表的な部分<sup>(35)</sup>をほぼ把握していた。それ故、典型的な都市下層10%の比較に、この2調査を使っても、それほど大きな欠陥は生じないであろう。一步譲っても、両調査対象の平均が都市下層10%の平均的水準を大きく上回らなかったことは確かである。

これらの検討から、細民調査、不良住宅地区調査、要保護世帯調査の3系列の都市下層調査によって、典型的な都市下層10%の生活状態の推移を、戦前の4時点を通して解明することが可能であるといえよう。戦前の日本は下層社会的性格を帯びており、都市下層の生活水準自体を追究することはあまり意味がないと主張する前に、まず都市下層の様態そのものを可能な限り明確にする必要があった。しかも、都市下層10%の状態の推移を究明する作業は、単に都市下層が如何に窮乏化したかを立証することではなく、経済発展に伴う都市社会の変化に、都市下層自体がどのように対応したかを明らかにすることであり、更に、近代の都市生活そのものを問うことでもある。

## 第3章 明治中期の貧民窟

### —第一次大戦以前の都市下層 その1—

#### 第1節 はじめに

まず、第一次世界大戦以前の「都市下層社会」の状態を検討したい。

1880年代に進行した松方デフレと農民層<sup>(36)</sup>分解によって、1880年代末から90年代にかけて、東京市の「下層社会」は膨張し、単なる浮浪者問題としてではなく、都市に内在する課題として一部のジャーナリストに認識され始めた。しかしながら、日本の本源的蓄積過程が「不徹底」であったため

注(35) 第一次大戦後から世界恐慌前は、後述するように、都市下層をめぐる環境は比較的安定していたので、典型的な都市下層が縮小傾向にあったのも事実である。その意味では、草間論文の6%という数値には、かなり信憑性があるのかも知れない。昭和4年～5年の要保護者に関する調査も、生活標準が高い一方で方面地区が未完備であったが、捉えた対象の割合は、旧市域で4.3%、新市域で7.3%となっており、上記の縮小傾向を裏付けているように思われる。

(36) 相西、加藤、大島、大内著『日本資本主義の成立』「双書日本における資本主義の発達2」422頁～441頁、461頁～481頁を参照。

に、大量かつ一挙的な都市窮民の形成には至らず、江戸時代からの貧民窟及びその周辺地区を中心とした「都市下層社会」の膨張に留まった。その後、産業資本が確立し、日露戦争を経て、東京市を軸とした工業地帯が形成されたわけだが、「下層社会」も、このような工業の動向に関連して展開し、隅田川を越えた新興工業地域にまで拡大した。そして、この頃の「下層社会」は、農村からの人口流入と工場労働者の形成とを積極的に媒介する役割を担うことにもなった。

〔表2〕 明治期の東京市貧民窟の登場

	明治10年代	明治20年代	明治30年代	明治40年代
深川区	0	2	2	4
本所区	1	1	3	8
浅草区	1	7	5	3
下谷区	1	7	2	2
その他の区	8	5	2	0
計	11	22	14	17

○津田真激「日本の都市下層社会——明治末期のスラムをめぐる——」

(『経済学論集』第25巻, 第2号所収)より作成。

○新たに登場した貧民窟のみである。

〔表2〕は、各年代に登場した貧民窟の所在地を、津田氏が整理されたものである。それによると、明治20年代の貧民窟が浅草区と下谷区を中心に増えているのに対して、明治40年代には、増加の中心が本所区と深川区に移っている。このことは、上記の「下層社会」の一般的動向とも一致しており、明治中期と明治末期とでは、「都市下層社会」の性格が異なっていたことを想像させる。その上、両時期の資料も貧民窟踏査と細民調査とに分かれているので、ここでは、大戦以前を明治中期と明治末から大正初頭の2時期に区別して考察したい。

従って、この章では明治中期の都市下層を対象とする。

## 第2節 分布

明瞭な定義で、この時期の「下層社会」の分布を数量的に示すことは、ほとんど不可能である。そもそも、「下層社会」そのものが、「窮民」、「貧民」、「細民」という3つの「社会層」を含んでおり、<sup>(38)</sup>当時の都市社会自体が「下層社会的性格」を帯びていたと考えられる。中鉢氏は、明治20年代初頭に「下層社会」的生活を営む者が全体の約6割を占めると推計され、都市においても約半数近<sup>(39)</sup>

注(37) 隅谷, 小林, 兵藤著『日本資本主義と労働問題』27頁~30頁(隅谷三喜男論文)による。

(38) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』第2版, 107頁~111頁。ただし、「細民」が登場し展開したのは明治30年代に入ってからである。

(39) 中鉢正美『現代日本の生活体系』105頁。

戦前における都市下層の展開 (上)

(40) くなることを暗示されている。従って、先の都市下層10%の視点からは、「細民」ではなく、「貧民」を取り上げるのが妥当であろう。ここでは、「貧民」の分布への近似的接近として、「貧民」の代表的職種である屑拾及び屑買と人力車夫の分布を〔表3〕に示しておいた。それによれば、下谷

〔表3〕 貧民の分布 (明治20年代初頭)

	人力車夫 (所有車挽, 借車挽, 挽子の合計)	紙屑買, 紙屑拾, 履物ホソ, 硝子毀し買の合計
麴 町 区	1,560	118
神 田 区	4,176	420
日 本 橋 区	2,260	139
京 橋 区	2,694	414
芝 区	4,102	649
麻 布 区	1,674	294
赤 坂 区	949	114
四 谷 区	1,277	312
牛 込 区	1,973	305
小 石 川 区	1,736	339
本 郷 区	2,533	334
下 谷 区	3,765	1,464
浅 草 区	5,618	1,053
本 所 区	3,233	548
深 川 区	2,598	186
以上合計	40,148	6,689
郡 部 計	※ 3,035	967

○左欄は、前掲、横山『日本の下層社会』21頁による。調査時点は明治31年。  
右欄は、『統計集誌』第261号、明治32年による。調査は明治30年。  
※は、上記2資料から算出した。

区、浅草区を中心として、神田区、芝区、京橋区の旧江戸地域と、本所区、深川区の新興地域とに、明治30年代初頭の「貧民」が集積していたと推測できよう。また、旧市域における両職種の合計が46,837人、これに低目の世帯人員3人を掛けると約14万人となり、2職種から概算した「貧民」だけで、当時の東京市人口の約12.7%を占めることになる。それ故、「貧民」の中でも比較的低位の部分、すなわち一連の貧民窟踏査の具体的な記述の対象となった部分が都市下層10%に大体該当していたと考えても差しつかえないであろう。

注(40) 原田東風は明治35年刊行の『貧民窟』で「あゝ帝国の首府たるこの大都会には、如何に多く細民が生活して居るであらう。百三十有余万の人口、その三分の二以上は、実にこの細民を以って満されて居るのである。」と述べている(小西他編『体系日本史叢書17生活史Ⅲ』197頁~198頁、松尾章一論文による)。横山源之助も「東京市十五区、戸数二十九万八千、現住人口百三十六万余、其の十分の幾分は中流以上にして、即ち生活に苦まざる人生の順境に在るものなるべしと雖も、多数は生活に如意ならざる下層の階級に属す」(前掲書、19頁)という叙述で、『日本の下層社会』を始めている。中鉢氏の推計時点から約10年遅れているが、「下層社会」的生活が、東京市において、なお一般的性格を有していたと考えられよう。

### 第3節 人口及び家族

後の調査資料と比較できるデータはほとんど皆無である。ここでは、この時期の家族の性格を若干探ってみたい。明治中期の都市下層10%にとっては、職業や生計にもまして、家族であること自体が、何よりも切実な問題であったと思われるからである。

世帯規模に関しては、明治18年、大阪名護町、3.0人<sup>(41)</sup>、明治21年、名護町、3.8人(男女比101.9)<sup>(42)</sup>、明治23年、名護町、3.3人(男女比98.1)、ただし表屋では4.0人(107.5)、「貧民」の居住する裏屋では3.1人(95.3)<sup>(43)</sup>、明治23年、下谷区各貧民窟、3.2人(男女比92.3)<sup>(44)</sup>、明治31年、四谷鮫河橋、3.6人(男女比126.5)<sup>(45)</sup>、下谷万年町、4.5人(121.3)、芝新網、6.1人<sup>(45)</sup>、という数値を拾い出すことができる。地区を厳密に選定しているものとしては、3.1人や3.2人を重視したい気もするが、一步譲っても、世帯規模が不安定であったことは確言できそうである。警視庁による明治23年の東京府下「窮民」調査でも、下谷署の2.8人から本郷署の6.4人と、世帯規模は極めて分散していた<sup>(46)</sup>。

このように世帯規模が安定しなかったことは、家族自体の在り方に深く係わっていた。「下の家でも戸主一人トいう家は無く、三人とか五人とかの寄合身代である」や「九尺二間の陋屋、広きは六畳、大抵四畳の一小廊に、夫婦子供同居者を加へて五六人の人数住めり、之を一の家庭とし言へば一の家庭に相違なけれど、僅に四畳六畳の間に二三の家庭を含む、婆あり、血氣盛りの若者あり、三十を出でたる女あり、寄留者多きは蓋し貧民窟の一現象なるべし」<sup>(47)</sup>という記述からも想定できるように、長屋の1部屋に必ずしも1家族が住んでいたわけではなく、相当数の家族が同居人と起居を共にしていた。一方、木賃宿の雑居室の9組中4組が夫婦世帯もしくは子持の欠損世帯であるという事例や、「夫婦相伴うて宿泊し、若くは三年四年の年月を重ねて宿泊せる者多き上より言へば、寧ろ東京の木賃宿は生活の潮流に漂へる一種の流者が簡易なる邸宅なりとも言ふを得ん。然り一戸を構ふることを得ざる細民に取りては、木賃宿の畳一畳は簡易なる一種の家屋なり」<sup>(48)</sup>という表現からは、単身者に混じって、2人以上で構成される世帯が木賃宿に雑居していたと考えられる。当時

注(41) 前掲『大阪名護町貧民窟視察記』144頁。

(42) 同上書、129頁。

(43) 前掲『日本叢書貧天地飢寒窟探検記』108頁~109頁。

(44) 同上書、82頁。

(45) 以上は、前掲『日本の下層社会』23頁~24頁による。明治23年迄の数値は個別的な調査によるものと考えられるが、横山のこの数値は戸籍によっている。

(46) 「東京府下貧民の調査」(『経済及統計』第20号、明治23年)。ただし、小川町、本所相生町は、戸数が人口を上回ったり戸数が少な過ぎたりするため除外した。

(47) 『直言』明治38年7月の齋藤兼次郎論文「下谷区万年町の貧民窟の状態」で前掲『生活史Ⅲ』204頁~205頁による。

(48) 前掲『日本の下層社会』49頁。

(49) 前掲『貧天地飢寒窟探検記』75頁~76頁。この部分は芝新網の木賃宿に関する叙述である。

(50) 『日本の下層社会』58頁。「妻子置去、妻子を携へ逃亡、妻子を携へ木賃宿の定客となる」(呉文隆「東京府下貧民の状況」『スタチスチック雑誌』第57号、明治24年。ただし、『日本労働運動史料第一巻』39頁による)とも述べられている。

の「貧民」にとって、長屋の1部屋に複数の家族が居住し、木賃宿に単独世帯以外の家族が雑居するのは、決して奇異なことではなかった。すなわち、家族であること自体が困難であるほどに貧しかったのである。

辛うじて1家族が1部屋に住む場合も、「甚しく小児を放擲して墮落の境界に逐はず<sup>(51)</sup>という金銭を、「亭主は日々稼ぎに出て遅くまで帰らず、女房は亭主が其日々に銭を儲けて帰り来るを待ち、それまでは食にありつく能はず、数人の小供は頑是なくおツかア腹が乏<sup>(52)</sup>た飯を呉れろと泣叫ぶ」という有様であった。夫婦の関係についても、横山源之助は次のように述べている。「而して夫婦喧嘩は貧民の家庭最も多く見る所、或は生活の苦悶を夫婦喧嘩の上に示せるものなきにあらざれども、亦た何等の理由もなく衝突して罪なき子供にあたり、(中略)闇黒の方を見来れば真個一幅の修羅場<sup>(53)</sup>なり」。

一連の貧民窟踏査で唯一人口動態を示している『貧天地飢寒窟探検記』によれば、明治22年中の大阪名護町において、死亡数は出産を大幅に上回り、比率にすると、出産率23.1‰、死亡率49.3‰、従って自然減少率26.2‰となり、貧民窟の人口は不断の流入によってしか維持できな<sup>(54)</sup>かった。この数値をそのまま信用することはできないにしても、明治中期の東京市において、貧民窟の自然増加率がプラスに転じていなかったのは事実であろう。以上の人口動態指標からも、家族であること自体が非常に困難であった事情が理解できよう。

#### 第4節 住居

おおむね平家建の長屋で、その過半が普通長屋であったが、「家の中央より両辺に葺下し中央に一線の壁を通し両面に口を開きたる<sup>(55)</sup>両面長屋<sup>(56)</sup>」、「俗にいう九尺二間の棟割長家<sup>(56)</sup>」も少なくなかったようである。1戸の間取りは、ほとんどが1室で、広いものが間口9尺奥行2間で4畳半の部屋と4分の3坪の土間、中位のものが間口1間奥行2間で3畳の部屋と2分の1坪の土間、そして狭いものが間口1間奥行9尺で2畳の部屋と2分の1坪の土間<sup>(57)</sup>であり、必ずしも畳が敷いてあるわけで

注(51) 前掲『最暗黒の東京』87頁。

(52) 前掲『東京府下貧民の真況』61頁。

(53) 前掲『日本の下層社会』50頁。家族であることに貧しかったが、必ずしも家族そのものが貧しかったわけではない。「紙屑を拾ひて生活し居る隅井しげ(年齢三十位)の如きは、良人が五六年来の長病で、腰さへ抜けて居て起居自由ならぬを能く看護し、其上兩人の小供まで貧民学校に通はせて居る。彼女は如何なる風雨の日とて休む事なく紙屑拾を勉強し、良人が生来の好物たる酒も日々欠かさず買ひ与ふといふ有様」(前掲、斎藤論文『生活史Ⅲ』201頁～202頁)や、15歳の長男が夫に死別して病床にある母と弟妹を行商をして養うという事例(前掲『東京府下貧民の真況』63頁)があったことを見逃してはならないと思う。

(54) 同書、109頁。後に述べるように、明治初年では都市全体の自然増加率が負であったと言われる。明治中期の都市においては、『日本帝国人口動態統計』から推測する限り、自然増加率はプラスに転じていたようである。

(55) 前掲『貧天地飢寒窟探検記』105頁。

(56) 前掲、斎藤論文、『生活史Ⅲ』205頁。

(57) 前掲『大阪名護町貧民窟視察記』130頁。

はなかった。6畳という記述も見受けられるが、やはり「広い家でも四畳半か六畳<sup>(58)</sup>」という程度で、当時の部屋の広さの平均は4畳半以下であったと考えられる。

更に、蒲団等を所有しない世帯も珍しくなく、彼らは毎日損料貸から蒲団を、ある者は衣服までも借り受けていた。このことは、明治期の「貧民」が旅行に必要な程度の生活手段しか保有していなかった状態を端的に示している。<sup>(59)</sup>

集住形式として、貧民窟がその内部か近隣に木賃宿を有している場合が相当あったこと、そして上述したように棟割長屋が少なからず存在したことは注目に値する。すなわち、貧民窟の集住単位においては、都市全体の中ではある完結した地域として、擬似的な共同圏を形成する傾向が強かったと思われる。事実、寝ることと食うことくらいが住居内で行なわれ、炊事、育児、洗濯、排便等の過半は、集住単位において行なわれていた。その上、「貧民」相互の関係は、「同類相愛」、「患難相救ひ喜楽相共にする」ものであったと述べられている。<sup>(60)</sup>このような擬似的共同圏の形成は、家族であること自体に貧しかったこととも密接に関連していた。ただし、この地域的共同性は、後述する「貧民」の生活水準の一般性と、必ずしも矛盾するものではなかった。

#### 第5節 職業及び収入

貧民窟の主な職業は、日雇人夫、人力車夫、大工や左官等の職人、種々の行商及び露店商、手工業的職人(例えば、下駄直し、羅宇屋、鋳掛屋等で、行商的性格を伴う場合も多かった)、紙その他の屑拾及び屑買、芸人等であった。<sup>(61)</sup>これらは、前3者を力役型、後4者を雑業型と大きく2つに分類することができる。無業に近いが、この他に乞食をする者もいたし、妻の大部分は、何らかの内職に従事していた。<sup>(62)</sup>そして、明治30年代に入ると、わずかながら工場職工が登場してきたといわれる。各職業の割合は不明であるが、力役型と雑業型とが相半ばする構成から、徐々に力役型が比率を増し、更にその中から工場職工が生み出されたものと想像される。

次に、『大阪名護町貧民窟視察記』によって、就業状態を観察すると、15歳以上の男子の当該人口に対する有業率は97.5%、15歳以上の女子のそれは85.5%、15歳未満の男女の有業率は58.9%であった。<sup>(63)</sup>それぞれを、世帯主、配偶者、子供の有業率と考えるならば、配偶者と子供の、特に子供の有業率が、後の都市下層と比べて、高かったといえよう。

注(58) 前掲、斎藤論文、『生活史Ⅲ』205頁。

(59) 前掲、「東京府下貧民の真況」62頁、『大阪名護町貧民窟視察記』133頁、『日本の下層社会』48頁。

(60) 前掲、『大阪名護町貧民窟視察記』141頁～142頁、146頁～147頁、『日本の下層社会』51頁。

(61) 前掲、津田『日本の都市下層社会』57頁～63頁に基づいて整理した。

(62) 同上書、62頁～63頁。

(63) 同書、135頁。ただし、時代背景を考慮して乞食の数も算定した(15歳以上の男子中3.2%、同女子中4.6%、15歳未満の男女中8.2%を乞食が占める)。なお、内職も有業に計上されている。一方、この頁の表から推計すると、15歳未満人口比は40.1%となり、この限りでは、後の都市下層の人口構成と大差ない。



### 戦前における都市下層の展開 (上)

明治中期の「貧民」の収入は、津田氏によれば次のごとくであった。明治10年代末から20年代始めの3人家族では、世帯主の日収14銭、労働日が月に20日強、これに家族の収入を加えて、月収4円が典型であった。明治20年代中頃の4人家族になると、世帯主の日収25銭、労働日が月25日くらい、家族収入を加算した月収の標準は7円50銭であった。明治30年代の4人家族は、世帯主が日収50銭で月に26日稼働し、家族収入を合わせて、月収15円という水準であった。<sup>(64)</sup>注意しなければならないのは、以上の月収水準が力役型に対応するものであり、雑業型はこれを下回り、「貧民」全体の平均月収は恐らくこの水準より幾分低目であったと推定される点である。もう1つの問題は、家族規模と収入水準との関係である。このバランスが崩れると「非現住範疇」が成立すると津田氏は述べられているが、これは、<sup>(65)</sup>子供が少なくとも10歳以上でしかも就業機会のある場合に限られる。これ以外の場合にアンバランスが続くと、家族の項で既述したように、家族自体が解体の危機に瀕したと考えられる。ところで、力役型の収入に占める世帯主収入の割合は、明治中期を通してほぼ85%前後であり、家族の有業率が高い割には比較的安定していた。

#### 第6節 支出の構造

上述の収入が100%支出されたとすれば、「貧民」の個人消費支出は、国民1人当り個人消費支出の傾向と大体一致しており、<sup>(66)</sup>明治20年代初頭から30年代中頃にかけて実質2割程度向上したことになる。この実質的向上の大部分は、次にみるように、ある時は残飯屋からの残飯購入によらざるをえなかった食費内容の改善に充てられた。<sup>(67)</sup><sup>(68)</sup>

力役型の収入に対応する生計の事例を示したのが〔表4〕である。限定された資料なので相当な偏差を想定しなければならないが、生存の最低限を確保する食費と、都市に存在し続けるための家賃の2費目を軸にして、表示した2つの支出が構成されていたといえよう。特に食費の割合が大きく、エンゲル係数は、70%か、それ以上に達していた。食費内容を見ると、明治21年には主食の3割弱が米以外の芋等でまかなわれていたのに対して、<sup>(69)</sup>明治30年になると主食のすべてが米（下米と「南京米」であろう）となっており、この間の食事情の改善を物語っている。いずれにしても、エンゲル係数が7割以上で、主食費が5割から6割以上を占める米支出中心の支出構造であることに変わりはなかった。

注(64) 前掲『日本の都市下層社会』64頁～73頁。

(65) 同上書、65頁。

(66) 大川一司他著『長期経済統計1 国民所得』237頁。これは、明治期における篠原推計の過大評価傾向を修正したものである。詳細は、同書79頁～88頁を参照。

(67) 前掲、「東京府下貧民の真況」62頁、『大阪名護町貧民窟視察記』134頁、『日本の下層社会』45頁～46頁。

(68) 前掲、中鉢『現代日本の生活体系』108頁。

(69) 同上書、110頁。

〔表4〕 明治中期、都市下層の支出構造

明治21年、「貧民」の支出構造

	実支出 日 額	飲食物費と 光熱費	(主食費 内米代)	(副食費と 光熱費)	住居費	衣服費	雑 費	
名護町貧 民の上等	13.2	9.2	(6.7 4.7)	(2.5)	2.5	1.0	0.5	単位銭
	100.0	69.7	(50.8 35.6)	(18.9)	18.9	7.6	3.8	構成比(%)

- 前掲『大阪名護町貧民窟視察記』149頁～150頁。
- これは、筆者の鈴木梅四郎が「二三の家主に就き聞きたる所を土台として計算を立てたるもの」で、上等、中等、下等の3つに分類されている。それぞれの実支出月額は、3.96円、3.26円、2.25円である。上等の生計費では、家賃がやや過大で、日額1.5銭～2.0銭位が妥当で、エンゲル係数は70%を超えていたと考えられる。ちなみに、下等のエンゲル係数は79.8%（薪代を含む）であった。
- 夫婦、子供2人、老人1人の5人家族と「仮定」されている。

明治30年「貧民」の支出構造

	支出日額	飲食物費(主食費=米代)(副食費)	住居費	光熱費	
東京市の 人力車夫	45.9	35.6 (28.6) (7.0)	4.0	6.3	単位銭
	100.0	77.6 (62.3) (15.3)	8.7	13.7	%

- 前掲『日本の下層社会』42頁～44頁。家族構成は、世帯主、子供2人、老人の計4人。
- ただし、酒代、煙草代、衣服費、小供小遣は「未だ之を加へず」。ちなみに、これらを加えた芸人一家3人の事例のエンゲル係数は、74.2%であった。また、12月の調査であったために、光熱費（例えば炭代3銭）が大きくなっている。

### 第7節 生活水準の比較

以上検討してきた力役型「貧民」の生活構造は、すでに述べたように、明治中期の都市生活者の過半に共通するものであった。事実、力役型「貧民」4人家族の月収を1人当り年額に換算すると、明治20年代が22.5円、明治30年代が45円となり、大川推計の人口1人当り可処分所得である明治25年22.7円、明治35年<sup>(70)</sup>44.7円とほぼ一致しており、「貧民」の所得水準は全国的な平均水準と大差なかった。

従って、「貧民」の生活水準は、明治中期において、基本的には工業労働者のそれをも包摂していた。明治10年代中頃の『興業意見』によれば、工業従事者（ほとんどが職人であったと思われる）の生活水準は、上等5%、中等15%、下等80%という分布で、雑業従事者（車夫や行商等と思われる）及び農民の<sup>(71)</sup>上等10%、中等30%、下等60%より低いと把握されていた。ここでは明らかに、工業従事者の生活水準は「貧民」と同等であるとみなされていた。産業資本が形成され、移植産業が軌道に乗った明治30年代においても、工業労働者が「下層社会」から基本的には未分化であることに変わりはなかった。津田氏は、『職事情』の示す明治30年代の各種男子職工の平均賃金が力役型

注(70) 前掲、大川他『国民所得』237頁。

(71) 農商務省『興業意見』第2巻（「明治前期財政経済史料集成」による複製版、第18巻の1、36頁～37頁）。ここでいう上等とは所要米価の10倍、中等とは5倍、下等とは2倍の生活水準を指す。

同じく当時の労働者が「貧民ないし細民と同一視されていた」事情については、前掲、隅谷『日本賃労働史論』146頁～151頁を参照。

「貧民」の日収50銭とほぼ等しく、両者が同一の収入水準であることを実証されている<sup>(72)</sup>。このように、「貧民」の生活構造が、労働者を含む広範な社会諸階層にも共通していたことは、明治中期の都市下層の重要な特徴であったといえよう。

一方、明治30年代に入ると、金属機械の大工場に代表される男子工場労働者の中には、きわめて先駆的な形態ではあるが、「貧民」とは異なる生活構造を有する者が現われてきた。明治31年に横山源之助が示した4人の職工の事例は、実支出が「貧民」より約5割多く、エンゲル係数が50%台から60%台、米支出が30%台、部屋数が2室か3室で<sup>(73)</sup>、「貧民」の生活構造からは明らかに乖離していた。しかしながら、このような工場労働者は非常に少数の限られた事例であり、労働者が階層として都市下層から分離を開始するには更に10年以上を要したのである。

#### 第8節 教育程度、貧困原因

「貧民社会全体は、之れを目に一丁字なき無学文盲の民と称するも可なるものなり<sup>(74)</sup>」や「手紙を書き得るものとは言はじ、僅に自己の姓名を記し得るもの幾人あるべきや<sup>(75)</sup>」という記述から考えられるように、「貧民」の教育程度は皆無であった。若干の貧民の子女が社会事業的な「貧民学校」に通ったとも述べられているが、むしろ、それは例外的な場合であった。

貧困原因については、東京市の事情を明らかにしえないので、地方の調査を参考にしておきたい。明治32年に行なわれた滋賀県の「貧民調査」によれば、貧困原因の第1位は「稼業ヲ励ムモ数戸ヲ有スルヨリ来タスモノ」で、調査戸数の26.8%を占め、第2位は「世襲貧困者」で、20.3%を占めている。また、明治35年の宮城県の「貧民調査」によれば、1位は「貧困の遺伝」で23.9%、2位は「家族の多数」で19.4%となっている。これらの2大原因について、両調査とも、「怠惰」、<sup>(76)</sup>「疾病」、<sup>(76)</sup>「鰥寡孤独」、<sup>(76)</sup>「主働者の死去」がそれぞれ10%前後を占めている。原因の分類自体が不完全で、地方貧民が対象である点を勘案しなければならないが、いわゆる社会経済的な原因の比率は、「失業」の約5%だけで、非常に低く、後の都市下層とは際立った差異を示している。要するに、明治中期の「貧民」の少なくとも約5分の1は先代から貧困状態に陥っており、半数近くは家族的または身体的な内生的原因によるものであった。このように、「家族の多数」に代表される内生的原因がほぼ半分を占めていたことは、「貧民」が家族であること自体に貧しかったのと決して無関<sup>(77)</sup>

注(72) 前掲『日本の都市下層社会』119頁~125頁。

(73) 前掲『日本の下層社会』227頁~231頁。旋盤職、仕上職、小銃機関場鉄工、旋盤工の4つの事例が挙げられている。ただし、雑費中には食費に編入すべき費目も含まれているようであり、食費割合は表示よりもう少し高くなるかも知れない。

(74) 前掲『大阪名護町貧民窟視察記』146頁。

(75) 前掲『日本の下層社会』62頁。

(76) 前掲、高野「貧困調査と家計調査の歴史」(『講座現代生活研究Ⅵ生活調査』140頁~144頁)。

(77) ただし、精神的又は道徳的な原因(宮城県調査の用語で言えば「自ら招きし者」)を除く。

係ではなく、「細民」以上の諸階層も内生的な変化に対応しきれず、家族が解体の危機に直面して極貧状態に陥る場合が少なくなかったことを物語っている。

### 第9節 恤救規則

以上検討してきたように、明治中期の「貧民」の最も注目すべき特徴は、一つには、家族であること自体に貧しかったこと、もう一つには、その生活構造が労働者にも共通する一般的性格を帯びていたことである。

ところで、明治7年に制定された恤救規則は、その救済対象を、1) 廢疾者で、労働不能、極貧の独身者、2) 70歳以上の重病者又は老衰者で、労働不能、極貧の独身者、3) 疾病者で、労働不能、極貧の独身者、4) 13歳以下の者で、極貧の独身者、ただし、家族があっても本人以外の家族が70歳以上または15歳以下で窮迫している場合は独身者の限りではない、と規定した。<sup>(78)</sup>すなわち、恤救規則の前書の言葉を借りれば「人民相互ノ情誼」の範囲外に在る者のみを、言い換えると、維持できずに解体した家族から生じる单身者のみを救済対象としたのである。従って、恤救規則は、維持困難な家族を存続させるために救護するのではなく、家族が解体してしまい当分再形成の見込みのない単身の「窮民」を救済するに留まった。一般的に考えても、広範な都市下層自身が家族であることに精一杯という状況で、家族の維持を促進する扶助立法が存在することは、恐らく不可能であった。

恤救規則の実施状況をみても、東京府と大阪府の救助人員は、明治22年で全国の1.9%にすぎず、<sup>(79)</sup>運用に際して、都市における膨大な「下層社会」の存在よりも、むしろ地方の村落共同体の動揺が意識されていたと考えられる。この点は、後の救護法の施行状況が都市に片寄っていたのと対照的である。一方、恤救規則による救助人員は、明治19年から明治40年にかけて比較的高水準で安定的に推移していたがそれでも1万3千人から1万8千人台で、<sup>(80)</sup>全国人口比にしてわずか0.04%前後にすぎなかった。<sup>(81)</sup>このように救助人員が極度に限定されていたのは、中鉢氏も述べられているように、「貧民」的生活構造が広範に存在するために、もし運用慣行を少しでも緩和すれば直ちに膨大な被救済者を招来せざるを得なかったためであろう。同時に、救済対象を拡大しようとする試みである、明治23年の窮民救助法案、明治30年の恤救法案及び救貧税法案、明治31年の窮民法案、明治35年の救貧法案がことごとく流産したのも、<sup>(82)</sup>根本的には同様の理由によるものと思われる。

注(78) 前掲『日本の救貧制度』59頁(吉田久一論文)。

(79) 同上書、88頁。総救助人員14,245人に対して、東京府127人、大阪府144人であった。なお、実施状況の詳細は後章で表示する。

(80) 同上書、87頁、380頁~381頁(附表)。

(81) 前掲『現代日本の生活体系』104頁。

(82) 詳細は、前掲『日本の救貧制度』93頁~100頁(吉田論文)、105頁~120頁(小川政亮論文)を参照。

戦前における都市下層の展開 (上)

以上のように、その生活構造が他の諸階層にも共通し、また家族を維持するのが困難であるという明治中期の「貧民」の特質こそが、救済規定や実施状況に示された恤救規則の極端な制限主義を存続させたと理解することができよう。従って、都市下層自身は、結果的に見れば、何らかの公的扶助によってではなく、殖産興業に主導された工業化の過程でのみ、次第に変質を遂げていくのである。事実、日露戦争後の財政支出の打切りによって、恤救規則の扶助実績は明治41年から急激に低下するが、東京市に重工業が成立して大量の工業人口が出現する中で、「下層社会」の内部にも少なからぬ工場労働者が析出され、都市下層自体がダイナミックな性格を帯びることになる。

第4章 明治末から大正初頭の下層社会

—第一次大戦以前の都市下層 その2—

この章では、前章のはじめに述べたように、日露戦争後の都市下層の状態を検討したい。

第1節 分布

明治44年6月に東京市が、特殊小学校増設の参考資料として、既述した『細民調査統計表摘要』とほぼ同様の細民規定によって行なった調査によれば、東京市内の「細民」の分布は〔表5〕に示す通りであった。もとより概数ではあるが、「区費を負担せぬ者で人夫、車夫、日傭等を業とし、

〔表5〕「細民」の分布 (明治44年)

	細民概数	当該地区人口 (明治41年)	細民人口比 %
麴町区	不明	56,969	—
神田区	〃	128,593	—
日本橋区	〃	110,703	—
京橋区	〃	124,400	—
芝区	3,731	136,256	2.7
麻布区	2,622	65,876	4.0
赤坂区	500	51,321	1.0
四谷区	5,458	41,535	13.1
牛込区	1,200	89,288	1.3
小石川区	18,672	94,407	19.8
本郷区	1,398	94,823	1.5
下谷区	36,073	125,320	28.8
浅草区	69,869	185,621	37.6
本所区	35,000	163,909	21.4
深川区	30,213	119,098	25.4
以上合計	205,026	1,626,103 (水面人口を含む)	12.6

・細民概数は、『慈善』第5篇第1号、人口は、明治41年「東京市市勢調査」による。  
 ・麴町区から京橋区の4区は不明であるが、それほど大きな数値ではなかったと思われる。

月収二十円以下若しくは家賃三円以下の家に居住する「細民」は、明治41年の東京市人口の12.6%に達し、都市下層10%に該当していたといえよう。各区別に見ると、浅草区、下谷区が実数、人口比共に最高を占めている点は、明治30年代初頭と変わらないが、本所区、深川区の「細民」がこれと肩を並べる程度に増加し、代わって神田区、芝区、京橋区の位置が低下している。そのため、下谷区、浅草区、本所区と深川区が「細民」の中核的な集積地となり、この4区で旧市域の「細民」総数の83.5%を占めるに至り、4区の「細民」数は当該地区人口の4分の1を越えていた。更に、小石川区、四谷区のような山手地域にまで、「細民」の分布が拡大しつつあったことも注目値する。全体としては、分布が次第に周辺部へ延びる傾向を示しているが、この傾向を主導したのは、明治後期に工場が設立されて工業人口が増加した本所区、深川区、小石川区であり、それ故、明治末から大正初頭の都市下層は、工業の発展と密接に関連し、その意味でダイナミックな性格を持ってきたと考えられる。同時にこのことは、明治中期の地域的共同性を次第に喪失し始めたことをも示唆している。

ここでは、下谷、浅草両区の一部を調査した明治44年の『細民調査統計表』中の「細民戸別調査」、本所、深川両区の一部を調査した明治45年から大正元年の『細民調査統計表摘要』、そしてこの2調査を詳細に分析された津田氏の『日本の都市下層社会』によって、この時期の都市下層の状態を把握したい。なお、明治中期の「貧民」という用語に代わって、本来差別的ニュアンスを有した「細民」が使用されているが、きわめて短期的であるにもかかわらず、家族として滞留し始めた都市下層が都市の成員として認識され、一方そこから労働者が上昇的分離を開始した都市下層が一般性を失って相対的低位に固定化され始める状況に応じて、このような用法の変化が生じたと理解しておきたい。

## 第2節 人口

明治44年と大正元年の両細民調査の対象は、〔表6〕に示したように、中心的な集積地域である

〔表6〕 明治44年及び大正元年細民調査の対象

	世帯数	人口	男女比 (女100 に付)	世帯平 均人員	当該地区 人口に占 める割合	非 現 住 人 口			
						人 口	男女比	現住人口に 対する割合	
明治44年 調査	下谷区	2,947	10,148	103.2	3.4	8.2%	1,133	114.6	11.2%
	浅草区	100	400	88.7	4.0	0.2%	83	97.6	20.8%
明治45年～ 大正元年調 査	本所区	1,160	4,078	101.1	3.5	2.5%	518	130.2	12.7%
	深川区	1,728	6,268	99.7	3.6	5.3%	611	123.8	9.7%
以 上 合 計	5,935	20,894	101.4	3.5	—	2,345	119.6	11.2%	

○『細民調査統計表』1頁～4頁、『細民調査統計表摘要』1頁～4頁による。

当該地区人口は、明治41年「東京市市勢調査」による。

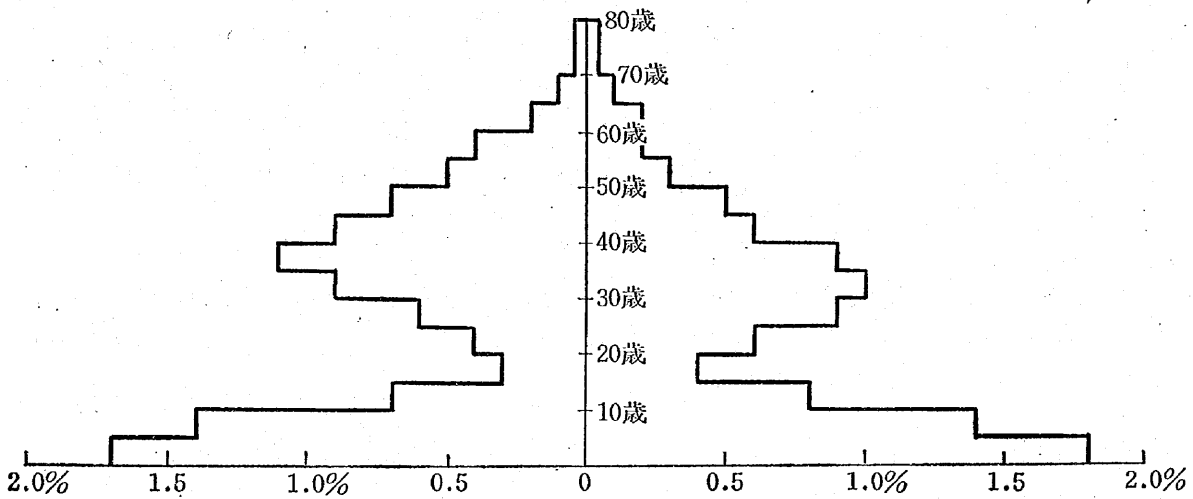
○浅草区の数値が他の3区に比べてやや特異であるが、総体としての観察には支障なからう。

戦前における都市下層の展開 (上)

4区の「細民」で、旧市域「細民」総数の約1割に達していた。そして、この現住人口の1割強に当る非現住人口が存在し、非現住人口の性比は、120と男子に片寄っていた。

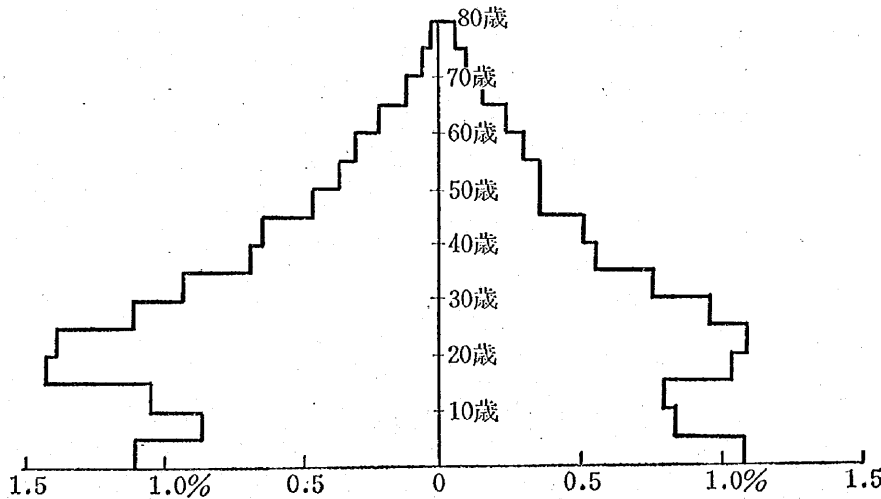
さて、「細民」の年齢別人口構成は、〔図2〕のような形状を呈していた。すなわち、0歳から9歳の幼少年層が特に厚く、30歳から49歳の中年層も厚くなっているのに対して、10歳から29歳の青年層がきわめて薄くなっている。これは、〔図3〕に示す旧市域全体の年齢別人口構成が青年層を大規模に吸引しているのとは対照的である。〔図4〕の非現住人口は10歳から29歳階級によって構成

〔図2〕 明治末～大正初頭の「細民」の年齢別人口構成



- 『細民調査統計表』3頁～8頁、『細民調査統計表摘要』6頁～7頁より作成。
- 現住人口のみである。

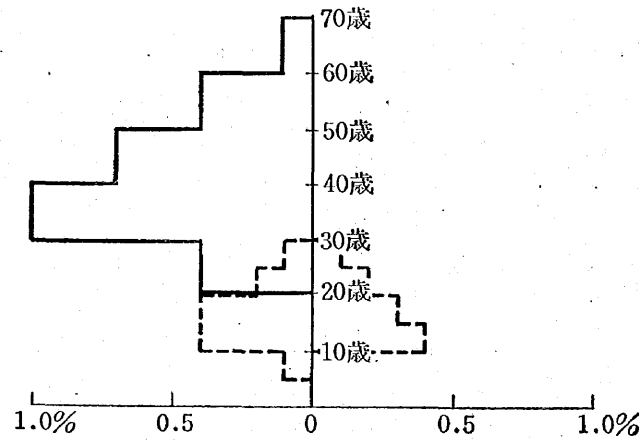
〔図3〕 旧市域の年齢別人口構成 (明治41年)



○明治41年「東京市市勢調査」より作成。

注(83) 旧市域の人口構成が出嫁型仮説と整合的であるのに対して、「細民」の人口構成は不整合である。これは、出嫁型論によっては直接的に「細民」を捉えられないことを意味している。

〔図4〕 世帯主及び非現住人口の年齢別人口構成(明治末~大正初頭の「細民」)

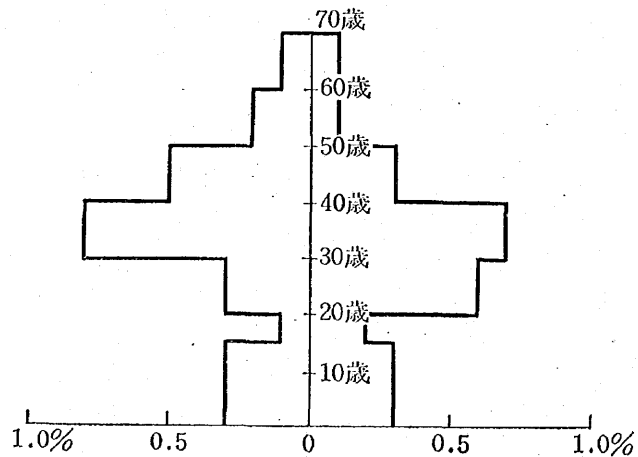


- 『細民調査統計表』3頁~4頁,『細民調査統計表摘要』6頁~7頁,12頁~13頁より作成。
- ただし,現住総人口に対する百分比である。
- 実線が世帯主,点線が非現住人口である。

されているが,これを加えてもなお15歳から25歳の流入人口層がくびれており,「細民」人口は,30歳から49歳の世帯主と約5歳年下の配偶者,そしてこれら夫婦に対応する幼少年の子弟によって構成されていたと考えられる。このような人口構成の特徴から,世帯形成後の児童養育期の家族の維持,展開が「細民」人口に内在する基本的な性格であったことを理解できよう。

「細民地区」への流入は不明だが,東京市への人口移動の視点を導入すると,以上の事情はより明確になる。世帯主を出生地別に見ると,東京府33.0%,関東6県38.1%,その他28.9%<sup>(84)</sup>で,世帯

〔図5〕 東京市外生人口の年齢別人口構成(大正初頭の「細民」)



- 『細民調査統計表摘要』24頁~25頁,より作成。従って,本所区と深川区の「細民」のみに関してである。
- ただし,現住総人口に対する百分比である。

注(84) 『細民調査統計表』114頁~117頁,『細民調査統計表摘要』142頁~143頁。なお,東京府外生れの過半は,市部や「市街地」ではなく,「郡村」の出身者であった。



主の3分の2が地方出身者であるが、現住人口の場合、その51.7%が東京府生れとなっている<sup>(85)</sup>。更に、東京市外生れ人口の年齢別構成を示した〔図5〕によれば、世帯主及び配偶者層の大半が地方出身者であるのに対して、幼少年層の4分の3以上が東京市内生れである。従って、地方から単身で流入した男女が世帯を形成し、東京市でその子供を生み育てるといふ軌跡を典型として把握することができよう。津田氏は、地方出身者が「所帯をあげて」上京すると結論されているが、上記の検討の限りでは、<sup>(86)</sup> 挙家離村型を「細民」流入の典型とみなすことは無理である。この時期の都市下層の形成にとって、地方出身者が都市で世帯を形成する階層的、世代的条件は、農村または都市においてすでに確立していた世帯が直面する困難以上に、重要な意義を有していたと思われる。

以上の検討から、明治末から大正初頭の「細民」の人口構造は、出稼型仮説によって直接的に理解することがほとんど不可能であり、また挙家離村型として典型的に把握することも困難であったと考えねばならない。地方出身の男女が東京市で結婚し子供を生んで形成された、30歳から49歳の世帯主及び配偶者と0歳から9歳の子弟とから成る家族こそが、「細民」人口の特質であった。従って、「細民地区」への経路がなお不明であるとはいえ、都市下層の分析に際しては、児童の養育を含む家族の維持展開という家族周期段階上の課題がたえず存在していた事実を基底に据えなければならない。しかも、この課題は、後述するように、戦間期を通じて都市下層に共通するものであった。なお、全体の3分の1弱の世帯主が、40歳以上を中心に、恐らく父の世代から現在の「細民地区」に居住していたと推測され<sup>(87)</sup>、明治中期から続くもう1つの類型として注目しておく必要があらう。

最後に、職工の年齢構成について言及しておきたい。『細民調査統計表』に収められた「職工家庭調査」によれば、有配偶職工の年齢構成は、20歳から29歳が43.5%、30歳から39歳が41.5%、40歳から49歳が11.1%で、20歳から30歳の青壮年層が中心となつて<sup>(88)</sup>いる。「細民」の世帯主と比べると、有配偶職工は、全体として10歳位若返っており、「細民」と職工の階層的な分化は、明治末において、世代的な相違として表現される傾向が強かった。都市下層自体の中に職工が含まれ、また、そこから職工が乖離し始めるというこの時期のダイナミックな階層関係に対して、世代的な視点は

注(85) 『細民調査統計表摘要』22頁～23頁。

(86) 前掲『日本の都市下層社会』112頁。後述するように、上京理由も、積極的なものが消極的なものより圧倒的に多かった。

(87) 本所、深川両区では、申告した世帯主中、29.5%が東京府生れ、28.0%が「父祖ノ代ヨリ貧困ナリシ者」で、両者のほとんどが重複しているとするならば、全世帯主の3分の1弱は、父の世代から現在の細民地区に住んでいたと想像される(『細民調査統計表摘要』142頁～145頁)。津田氏も、下谷区と浅草区の世帯主中、多くとも31.7%が出生時から現在地に居住していたと推定されている(『日本の都市下層社会』105頁～106頁)。

(88) 同書、「職工家庭調査」2頁～5頁。なお、「職工家庭調査」は、「市内ニ於テ適宜選択ノ上」(同書、「凡例」)行なわれたもので、344世帯を調査対象としている。

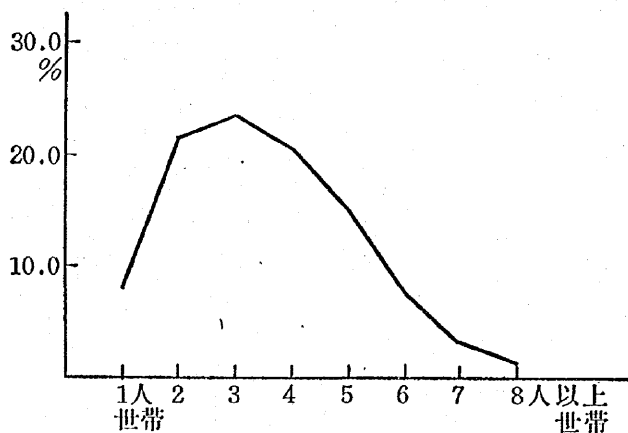
<sup>(89)</sup> 有力な手掛りを提供している。「細民」は日露戦争以前の流入定着者が中心であったのに対して、職工は主に日露戦争前後からの新たな流入者によって構成され、世帯を形成して定着する内に次第に都市下層とは異なる生活構造を獲得したと考えられる。そして、この新たな生活構造を経験した世代の一部が転落して都市下層の成員になると、戦間期の都市生活の向上とも相まって、都市下層の生活状態自身も変化していくことになる。

### 第3節 家族

「細民」人口の分析から導びかれた児童養育期の家族はどのような性格を帯びていたのであろうか。結論的に言えば、明治中期の「貧民」が家族であること自体に貧しかったのに対して、明治末から大正初頭の「細民」は、曲がりなりにも小規模の夫婦家族を維持していたと思われる。これは、明治44年の「細民調査」が、「細民戸別調査」を「木賃宿戸別調」から区別し、「所帯」の概念を明確に打ち出し、更に明治45年大正元年の「細民調査」が、いわば「細民戸別調査」一本に絞られたことから想像可能なことであった。

平均世帯人員は、〔表6〕によれば、3.5人で、全国値を相当下回っていた旧市域全体の普通世帯平均人員<sup>(90)</sup>4.2人よりも更に小規模であった。非現住人口を加えても、「細民」の平均世帯人員は3.9人であり、都市においても比較的小規模だったといえよう。町別に世帯人員をみると、浅草区神吉町<sup>(91)</sup>の4.5人を除いて、各町域の員数は3.2人から4.0人の間に収まっており、明治中期の世帯人員が地域的にきわめて区々な数値であったのとは非常に異なっている。このように地域的に世帯人員が

〔図6〕 世帯人員別世帯構成(明治末~大正初期の「細民」)



- 『細民調査統計表』1頁、『細民調査統計表摘要』4頁~5頁より作成。
- 現住人口についての世帯人員である。

注(89) 思想的側面からであるが、日露戦争後の世代に注目したものと、岡義武「日露戦争後における新しい世代の成長」(『思想』1967年2月号、3月号)がある。なお、津田氏は、「細民」と職工の関係を詳細に叙述されているが、世代的な相違についてはほとんど言及されていない。

(90) 明治41年「東京市市勢調査」による。

(91) 『細民調査統計表』1頁、『細民調査統計表摘要』2頁。

3.5人前後で安定していたことは、この時期の「細民」が小規模の家族を何とか維持していた証左であろう。世帯人員別世帯構成は、〔図6〕に示す通りで、3人世帯、2人世帯、4人世帯がそれぞれ20%以上を占め、2人から4人の小規模世帯に集中し、これらで全体の約3分の2に達している。

婚姻関係についてみると、半数以上が法律婚であるが、なお41.9%が内縁関係であった。<sup>(92)</sup>内縁関係の多少は家族の基盤の強弱としてではなく、「細民」が近代市民社会に組み込まれる度合を示すものと考えたい。換言すれば、都市社会における「細民」を、なお「社会」を付して「下層社会」と呼ぶのが妥当かどうかを判断する尺度の1つであり、その意味で、この時期の都市下層に対して「下層社会」を用いることは、全く不可能なわけではなかったといえよう。

家族規模が小さいことから当然予想されるように、欠損世帯の問題をしばらく措けば、ほとんどが夫婦家族的形態を呈していた。「所帯主」、配偶者及び「直系卑属及其配偶者」<sup>(94)</sup>以外の「直系尊属」及び「傍系親属」等の家族構成員数の全世帯数に対する割合は14.2%で、当時の「細民」世帯は、単独世帯を除くと、8割弱が夫婦家族的世帯であったと考えることができる。戸田貞三によると大正9年の大都市では6割5分弱が夫婦家族的世帯であったことは後に述べるが、それと比較しても、都市下層の場合、夫婦家族的形態の世帯が多かったのである。一方、本所区では同居世帯がなく、深川区では1,737の「本所帯」に対して同居世帯がわずかに2世帯あるにすぎず、下谷、浅草両区では同居世帯になりうるのが多くとも全世帯の5.5%<sup>(95)</sup>で、総じて同居世帯はきわめて少数であった。これは、明治中期の「貧民」世帯が少なからず同居形態をとっていたと予想されたのとは異なっており、「細民」が近親者のみで小規模な夫婦家族を構成し、維持していたことを示している。このような家族の形態について、大正4年刊行の内務省地方局『都市改良参考資料』も「細民の家族を構成する者は所帯主及其配偶者の外は其直系卑属にして、概ね血縁関係の密接なる者のみに限り、所謂他人分子を交ゆるもの殆んど稀なり、直系の尊属も亦多からず、以て其新成的細民なるを知るべし」と述べている。<sup>(98)</sup>そして、以上のように都市全体と比べても更に小規模で夫婦家族的形態であ

注(92) 『細民調査統計表』2頁、『細民調査統計表摘要』8頁～9頁。前者の「職工家庭調査」によれば、職工の場合、内縁関係は29.3%で、「細民」より少く法律婚が多かった(2頁～5頁)。

(93) 八浜徳三郎は、内縁が相当数を占めることから、「私通野合の夫婦関係なれば、少しく困難なる事情に遭遇せば、忽ち離婚して顧みざるなり」(『下層社会研究』大正9年刊、147頁)と述べているが、少なくともそれを実証するデータは見当たらない。

(94) 直系卑属の配偶者は、世帯主以外の有配偶者2,520人から世帯主の配偶者2,460人を引いた残り60人を2で除した30人以下と推算され、全世帯数に対する比率が1.0%以下で、ほとんど皆無と考えることができる(『細民調査統計表摘要』14頁～17頁)。

(95) 『細民調査統計表摘要』16頁～17頁。なお、都市下層の場合欠損世帯が問題となるが、「所帯主」中「死別ノ独身者」及び「離別ノ独身者」の占める割合は11.6%で、欠損世帯は1割程度であったと推定される(同書、14頁)。

(96) 同上書、1頁。

(97) 『細民調査統計表』5頁～6頁。

(98) 前掲、相原他編『統計日本経済』111頁による。これは、第2回「細民調査」である『細民調査統計表摘要』の概要を述べたものである。

るといふ点は、戦間期の都市下層の世帯にも共通する特色であった。

しかしながら、この時期の「細民」にとっては、比較的早期に相当数の非現住人口を家族から排出することによってのみ、小規模の夫婦家族を維持するのが可能であった。非現住人口は、その91.9%が「所帯主及其配偶者ノ直系卑属及其配偶者」<sup>(99)</sup>で、ほとんどが世帯主夫婦の子供であったと考えられる。これらの子女は、〔図4〕で示したように、尋常小学校を修了する12歳前後から排出され<sup>(100)</sup>、「細民」家族の外で生活を始めた。そして、非現住人口は、10歳から14歳階級で現住人口の約半数、15歳から19歳階級では現住人口とはほぼ同数に達し<sup>(101)</sup>、後の都市下層と比べると、明治末から大正初頭の「細民」は、若年層の非現住人口を比較的早い時期に相当な規模で生み出さざるをえなかったといえよう。ようやく家族を維持し始めたものの、1世帯につき平均0.40人という非現住人口の排出によってであり、その結果、家族規模も3.5人と、大正中期以後の4人をかなり下回っていたので<sup>(102)</sup>ある。

#### 第4節 健康状態及び教育程度

「細民」の健康状態を見ておきたい。世帯主中に占める罹病者の割合は6.1%、「精神病患者」は0.1%、「不具者」は1.5%で、これら健康とはみなされない者の合計は7.7%であり、世帯主以外の家族員の場合、罹病者は3.7%、「精神病患者」は0.1%、「不具者」は0.6%、合計4.4%となっている。そして、「細民」全体に対する罹病者の比率は4.4%、「精神病患者」は0.1%、「不具者」は0.9%で、これらの合計は5.4%<sup>(103)</sup>である。以上のように、東京市の疾病率と比較すれば高いとはいえ、「細民」全体としては、95%近くの圧倒的多数が健康であった。罹病者に虚弱者や老衰者が含まれてはいないが、ほとんどの「細民」が普通の身体的能力を保持していたことは、注目し得る。「精神病」に至っては、当時の「細民遺伝説」的な主張はこれを論拠としていたのであるが、0.1%で皆無と考へて差しつかえなかった。また、非現住者の場合は、罹病者、「精神病患者」、「不具者」の合計でも1.2%に過ぎなかった<sup>(104)</sup>。ただし、世帯における地位別に見ると、世帯主に健康でない者が多く、このことは、後述するように身体的な原因で貧困に陥った者が約1割を占めていたのと無関係ではないと思われる。

注(99) 『細民調査統計表摘要』18頁～19頁。

(100) 同上書、158頁～159頁。

(101) 〔図2〕と〔図4〕を比較すれば明らかである。

(102) 家族維持と述べてきたが、木賃宿に単独世帯以外の世帯がいなくなったわけではない。このころは未だ、木賃宿宿泊世帯の約17%が「家族同伴」の世帯であったと推定され(『細民調査統計表』「木賃宿戸別調」14頁)、これらの「家族」は不安定な状態にあったと考えられる。しかし、都市下層に対する木賃宿宿泊人員の比率は低下してきており、また、「家族同伴」世帯の大部分は別間である貸切室に宿泊していたと想像され、雑居室の半分近くが単独以外の世帯であった明治中期の木賃宿における世帯の在り方と同一ではなくなっている。

(103) 『細民調査統計表』124頁～125頁、『細民調査統計表摘要』151頁～156頁。

(104) 『細民調査統計表』124頁～125頁。明治44年調査のみである。

戦前における都市下層の展開 (上)

明治中期の「貧民」の教育程度が皆無に近かったことはすでに述べたが、その様子はこの時期になると相当な変化を遂げる。世帯主の内では「読ミ得ル者」は、実に80.7%に達し、有業家族員では52.5%となっている。有業家族員に「読ミ得ル者」が低いのは、世帯主の配偶者に「読ミ得ザル者」が多いため、20歳までの男子有業家族員の場合、90.0%が「読ミ得ル者」<sup>(105)</sup>である。このように、有業「細民」の過半は文字を読むことができ、若い世代ほどその傾向が顕著であった。そして、7歳から15歳の非現住をも含む少年層の就学率(ただしこの就学は未就学に対する用語で必ずしも小学校全課程の修了を意味しないが)は74.4%と高率であった。<sup>(106)</sup>この数値は職工の子女の就学率67.7%<sup>(107)</sup>と同等であり、このことから「細民」子女の教育程度は決して低位でなかったと考えられよう。これは、都市下層がみずからを都市下層として再生産するばかりでなく、次の世代を異なった階層へ送り込む可能性を拓くものであり、換言すれば、都市下層がより上層の労働市場への労働力供給機能を確立する過程でもあった。

第5節 住居及び関連条件

「細民」の住居が平家建借家であったことはいうまでもないが、その家屋の様式は2つの「細民

〔表7〕 畳数、室数等 (明治末～大正初頭の「細民」)

室 数				畳 数			
	下谷・浅草区	本所・深川区	4区合計		下谷・浅草区	本所・深川区	4区合計
1 室	73.3%	75.9%	74.6%	3 畳	3.6%	19.0%	11.1%
2 室	25.2	23.2	24.2	4 畳	20.0	5.5	12.9
3 室	1.5	0.9	1.2	4.5畳	34.5	29.2	31.9
合 計	100.0(3,010)	100.0(2,888)	100.0(5,898)	6 畳	9.2	12.7	10.9
				6.5畳	7.4	8.2	7.8
				その他	25.3	25.4	25.4
				合 計	100.0(3,001)	100.0(2,888)	100.0(5,889)
				1 世帯平均畳数	4.9畳	5.1畳	5.0畳

- 『細民調査統計表』184頁～195頁。  
『細民調査統計表摘要』180頁より作成。
- 不詳を除く。

家屋の様式

	下谷・浅草区	本所・深川区	4区合計
普通長屋	97.5%	80.7%	89.2%
棟割長屋	1.0	10.2	5.6
共同長屋	1.5	8.3	4.9
一戸建	0.0	0.8	0.4
合 計	100.0(2,959)	100.0(2,888)	100.0(5,847)

- 『統計表』184頁～195頁、『同摘要』177頁より作成。
- 不詳を除く。

注(105) 『細民調査統計表』43頁～58頁、『細民調査統計表摘要』36頁。ただし、20歳迄の男子有業家族員の数値は、前者のみによる。

(106) 『細民調査統計表』120頁～123頁、この場合、8歳から15歳迄で、7歳の子女は含まれていない。『細民調査統計表摘要』166頁～171頁。

(107) 『細民調査統計表』「職工家庭調査」12頁。なお、職工の学歴は、尋常小学校卒業が27.6%、高等小学校卒業が23.5%、両小学校中退が23.8%、「教育ナキモノ」6.1%、「独学セン者」4.1%で(同書10頁)、「細民」世帯主よりも教育程度が高かったが、職工の年齢が約10歳低かったことも考慮されるべきであろう。

調査」を整理した〔表7〕に示すように、棟割長屋や共同長屋が後退し、ほぼ9割が普通長屋であ(108)った。室数は大半が1室であるが、明治中期の貧民窟踏査の記述には見られなかった2室以上が4分の1に達していた。そして、畳数を観察すると、1位が4畳半で31.9%、これに4畳、3畳が続ぎ、これら3種類で全体の半数を占めており、1世帯当り平均畳数は5.0畳であった。畳数を家屋の様式に関連付けると、3畳は棟割や共同長屋の、4.5畳は普通長屋1室の、6.5畳は普通長屋2室

〔表8〕 家賃, その他 (明治末~大正初頭の「細民」)

家賃				家賃支払方法			
	下谷・浅草区	本所・深川区	4区合計		下谷・浅草区	本所・深川区	4区合計
1円以上 1.5円未満	5.5%	5.8%	5.6%	毎日	17.4%	24.9%	21.4%
1.5円~2.0円	25.5	25.3	25.4	1ヶ月2回	19.5	14.0	16.6
2.0円~2.5円	29.3	36.1	32.7	月末	60.0	59.2	59.6
2.5円~3.0円	15.8	24.0	19.9	その他	3.1	1.9	2.4
3.0円~3.5円	10.8	4.6	7.7	合計	100.0(2,594)	100.0(2,856)	100.0(5,450)
その他	13.1	4.2	8.7				
合計	100.0(2,993)	100.0(2,883)	100.0(5,876)				
平均家賃	2.4円	2.2円	2.3円				

- 『細民調査統計表』282頁~289頁。
- 『細民調査統計表摘要』182頁~183頁より作成。
- 不詳を除く。

- 『統計表』220頁~223頁, 『同摘要』184頁~185頁より作成。
- 不詳を除く。

炊事場, 便所の専用率

	下谷・浅草区	本所・深川区	4区合計
炊事場専用	98.6%	86.0%	92.6%
〃 共同	1.4	14.0	7.4
合計	100.0(2,997)	100.0(2,888)	100.0(5,885)
便所専用	78.8%	73.3%	76.1%
〃 共同	21.2	26.7	23.9
合計	100.0(2,989)	100.0(2,888)	100.0(5,877)

- 『統計表』278頁~281頁, 『同摘要』186頁~187頁より作成。
- 不詳を除く。

の, それぞれ代表的な間取りであった。以上のように, この時期の「細民」の居住条件は, 明治中期に比較すると, 若干改善の兆候が見受けられ, 普通長屋1室4.5畳に, 小規模の夫婦家族が他に同居者を交えず暮らしていたと考えられる。

〔表8〕によって家賃を見ると, 多くは1円50銭から2円台に集中しており, 1ヶ月平均家賃は2円30銭であった。また, 家賃の支払い方法は, 明治中期においてはほとんど日払いであったが, (109)この時期には約6割が月末払いで, 日払いが2割程度に低下している。このように月末払いが増加

注(108) 3種の長屋の様式については, 後章で図示する。

(109) このことは, 「名護町の貧民中日極めの家賃を払ふもの, 其七分にして月極めは三分に過ぎずと云ふ。」(前掲『大阪名護町貧民窟視察記』132頁) や「屋賃の支払は十四日及三十日払, 七日払もあれど, 日掛なるは普通なるが如し」(前掲, 横山『日本の下層社会』47頁) という叙述から想像できよう。

### 戦前における都市下層の展開 (上)

したことは、一定期間都市に滞留し、しかも家賃を一括して支払えるような生活の様式を、「細民」が形成しつつあったことを傍証している。そして、それまで集住単位において共同で使用される場合が多かった炊事場や便所も、その「宅付」専用率がそれぞれ92.6%、76.1%<sup>(110)</sup>となり、大部分が一家族の専用するところとなった。このことは、普通長屋の一般化を含めて、前章で述べたある種の地域的共同性が失なわれ始めた指標として理解することもできよう。しかし、飲料水は共同栓または共同井戸であり、「造作」として畳が敷いてある家屋は29.9%に過ぎない状態であった。<sup>(111)</sup>

ところで、明治44年の東京市内の木賃宿は307軒で、調査時点の宿泊人員は6,807人であった。その内61.8%が単身者で、このほとんどは成人男子であった。残りの「家族同伴者」は、成人男子、成人女子、「小人」がほぼ同数で、夫婦と子供1人の家族を構成していたと考えられ、これらの865世帯が木賃宿宿泊世帯中に占める割合は17.1%<sup>(112)</sup>で、既述した明治中期と比べると、単身者以外の世帯の比率が低下してきたように思われる。少なくとも、「雑居室」に単身者以外の世帯も雑居するという状態はなくなっていた。何故なら、この時期の木賃宿の客室は、「雑居室」が610に過ぎず、「別室」が2,869もあり、「家族同伴者」はもとより単身者も「別室」に宿泊していたと考えられるからである。勿論、平均2.7畳の「別室」に3人家族が宿泊するという居住条件は、普通長屋の「細民」よりも、なお劣悪であったことはいうまでもない。<sup>(113)</sup><sup>(114)</sup>

### 第6節 職業及び収入

昭和初期まで時系列的に比較し、同時に各々の時期の東京市全体での位置を検討する場合、いかなる職業分類によるかが問題となるが、この論稿では、戦前の調査史上1つの画期をなす昭和5年国勢調査の産業分類を用いることにしたい。<sup>(115)</sup>各下層調査の職業項目を昭和5年国調の産業中分類によって整理し、その結果を、大分類と若干の中分類、更に括弧を付して下層調査の項目によって表示した。それに基づいて、当該時期の都市下層の職業構成の類型的な特質を把握するように努めた。<sup>(116)</sup>

さて、明治末から大正初頭の「細民」の職業構成は、〔表9〕に示す通りであった。「細民」の現

注(110) 炊事場や便所等の設備状況は、地区によって相違が大きかったと考えられ、比較的新興地域であった調査地区以外では、専用率は今少し低かったかも知れない。

(111) 『細民調査統計表摘要』178頁～179頁。ただし、2,854世帯中の比率である。

(112) 東京市社会局『東京市内の木賃宿に関する調査』(大正12年刊行)によれば、345軒で、その約7割は本所区と深川区に集中していた。都市最下層の流動部分は、「細民」の分布以上に、新興工業地域である本所、深川両区に偏っていたものと思われる。

(113) 以上は、『細民調査統計表』『木賃宿戸別調』1頁、14頁による。

(114) 以上、同上『木賃宿戸別調』7頁～8頁。

(115) この産業分類については、『国勢調査報告』の外に、前掲『産業別就業者の時系列比較』284頁～286頁等を参照。

(116) 昭和初期ではあるが都市下層の職業構成を詳細に分類した業績として、社会福祉学科生活問題研究会「都市生活者の社会構成と貧困——都市生活と貧困の研究 その一——」(『社会福祉』第八号、1961年)があるが、ここではそのように詳細な分類は不可能なので、後述するような大まかな類型化を試みるに留めた。

〔表9〕 職業構成(明治末～大正初頭の「細民」)

	4区「細民」	明治41年 東京市全体
農業、水産業	0.7%	1.1%
鉱業、工業	60.6	37.1
商業	10.4	27.9
交通業	12.7	9.4
公務・自由業	2.7	10.6
家事	0.3	8.6
その他の産業	11.5	2.9
無業	1.1	2.4
合計	100.0(10,894)	100.0(779,083)

- 「細民調査統計表」9頁～16頁、『細民調査統計表摘要』44頁～67頁より作成。  
東京市役所『東京市市勢調査原表』第二卷(明治44年刊)第10表による。ただし、「奴婢」は「家事」とみなした。
- 分類方法については本文を参照されたい。
- 細目中、括弧を付けたものは細民調査の職業項目、括弧のないものは昭和5年国調の職業中分類である。

大分類	細目	世帯主 (4区)	男子有 業家族 (4区)	女子有 業家族 (4区)	非現住 有業者 (本所区、 深川区)
農業、水産業		1.1	0.8	0.0	2.0
工業		43.8	67.6	83.7	38.9
	金属工業	5.3	12.1	1.0	7.3
	繊維工業	3.4	4.3	33.4	6.3
	被服・身装品製造業	6.0	6.6	24.5	3.6
	木竹草葛類に 関する製造業	5.2	6.3	2.5	3.4
	土木建築に関する業	8.9	6.2	1.0	3.4
商業		14.0	6.0	6.2	19.1
	「古物及廃物商」 「露店商」	4.0	1.3	1.3	0.5
交通業		22.1	6.2	0.3	1.5
	「人力車挽」	13.1	2.6	—	0.2
	「荷車挽、運送人夫」	6.8	1.6	0.1	0.2
公務・自由業		3.2	5.5	1.3	0.8
家事		0.1	0.4	0.5	27.9
その他の産業		13.8	13.5	7.7	9.5
	「日雇」	8.6	4.2	1.5	0.9
	「屑拾、屑選」	2.4	1.8	1.9	—
無業		1.9	—	0.1	0.3
合計		100.0% (5,935)	100.0% (954)	100.0% (4,005)	100.0% (989)

住有業家族を東京市全体と比べると、工業、交通業、その他の産業の割合が高く、他方、商業、公務自由業、家事が低くなっており、「細民」の職業は思いの外<sup>(117)</sup>「生産的」もしくは力役的であったという印象を得ることができる。資産もなく、有利な人的関係や情報も持たない「細民」が都市で家族を維持するには可能な限り力役的もしくは「生産的」であらねばならず、また、日露戦争後の重工業の発展の結果、そのような労働需要が少なからず存在していたのである。以下、世帯における地位別に、職業及び労働条件を検討したい。

①世帯主

まず、〔表9〕によって世帯主の職業構成をみると、土木建築に関する業、交通業、「日雇」という力役的な職業が大きな比率を占めている。このうち、「大工」、「左官」、「鳶職」等を含む土木建築に関する業と、「人力車挽」等を含む交通業は、若干の熟練と装備を要し、その意味で職人的力役型と考えることができる。これに対して「日雇」は、労働市場の最下層の移動率の高い職業であり、純粹の日雇の力役型といえる。勿論、土木建築や交通業にも日雇人夫的な職種が含まれ、更に、この頃の「日雇」は多分に雑役的な性格を帯びていたと思われるが、差しあたり力役型を以上のよ

注(117) 前掲『日本の都市下層社会』83頁。



### 戦前における都市下層の展開(上)

うに分類しておきたい。次に、土木建築業を除いた工業が相当な割合となっているが、両細民調査の「職工」という用語では工場職工と職人とを明確に区別できないので、これらを一括して工業型としておきたい。更に、極小規模の商店主、行商、「露店商」等から成る商業<sup>(118)</sup>、「雇傭人」、「按摩」、「遊芸人」等を含む公務・自由業、雑役や「屑拾、屑選」を含む「日雇」以外のその他の産業、そして家事、これら4つの大分類の全部または一部分を雑業型と把握することが可能であろう。最後に、昭和初期には重大な問題となるのであるが、都市下層の中でも最下層に位置していた「被救助者」や失業者等の無業型が存在する。以上のように「細民」世帯主の職業類型を整理すると、工業型が34.9%、力役型が39.6%、その内、職人的力役型31.0%、日雇的力役型8.6%、そして、雑業型が22.5%、無業型が1.9%という構成になる。

ところで、明治21年の大阪名護町では、工業型が20.4%、力役型が26.2%、雑業型が47.7%、無業型が5.7%であり、明治34年の新網町では、工業型が11.2%、力役型が63.5%、雑業型が14.7%<sup>(120)</sup>であり、更に明治35年の鯉ヶ橋町では、工業型が16%、力役型が47%、雑業型が35%、無業型が2%<sup>(121)</sup>であった。調査地域が限定され、職業分類も曖昧なため、厳密な比較は無理であるが、以下のような大体の傾向を把握することは可能であろう。すなわち、明治20年頃から明治末にかけて、雑業型が減少し、これに代って力役型が増加したが、明治末期には、力役型も頭打ちになり、工業型が増加するという傾向である。このことは、「力役型と雑業型とが相半ばする構成から、徐々に力役型が比率を増し、更にその中から工場職工が生み出された」という前章の叙述を裏付けている。以上の結果、明治末から大正初頭の「細民」世帯主の職業構成は、力役型がトップで約4割に達し、工業型が3割5分でそれに比肩し、雑業型が後退して2割強となっていたわけであるが、この時期の都市下層の特徴としては、工業型が大きな位置を占め、しかも、その中に工場職工が少なからず含まれていたことに注目しなければならない。両細民調査の工業型の項目の大半は「職工」という用語を付けており、職人がかなり混入しているとしても、工業型の半数近くは工場職工であったと思われる。このように恐らくは中小経営の工場職工を含み、その上、総体として小規模家族を維持し始めたという都市下層の特質は、「細民」にダイナミックな性格を付与し、後述するように明治

注(118) 「商」と「売」で区別可能なようにも思われるが、何の確証もないので、商業中の小商店主と行商とは細目化しなかつた。しかし、行商が相当に存在したのは疑いのない事実である。

(119) 前掲『大阪名護町貧民窟視察記』135頁。15歳以上の男子2,689人の職業構成である。

(120) 前掲『日本の都市下層社会』62頁。463戸の「恐らくは所帯主の職業」である。

(121) 同上書、62頁～63頁。「壯年者百人に対する職業」で、総数は不明。

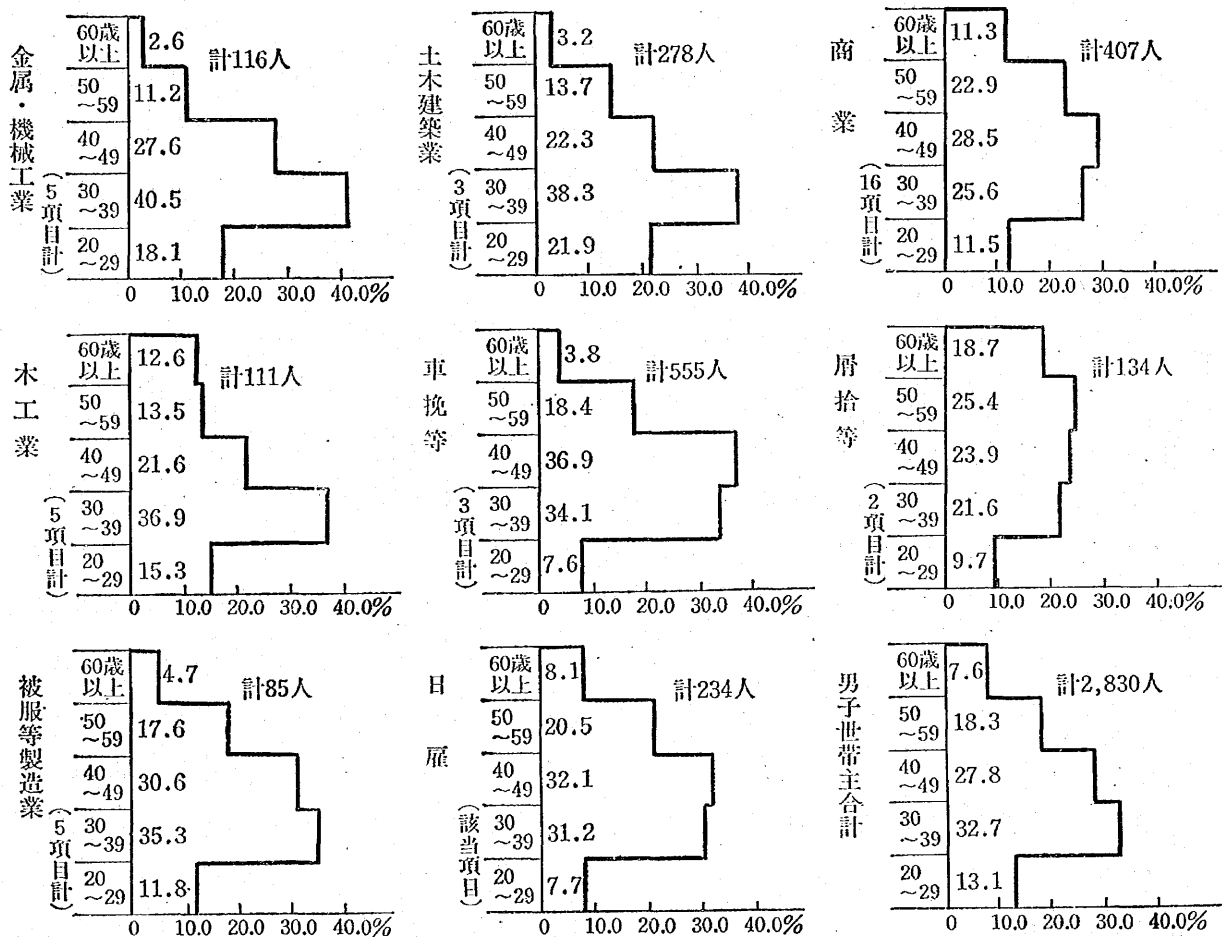
なお、明治36年における万年町、鯉ヶ橋、霊巖町の特殊小学校児童の保護者482人中、力役型が47%、なかでも「人力車夫」が32%であった(宮地正人『日露戦後政治史の研究』205頁)。職人的力役型の中心であった「人力車夫」は、明治30年代中頃に4万人以上とピークに達するが、明治末には市電の発展等のために、ほぼ半減した(津田、同上書145頁～147頁、宮地、同上書207頁)。

明治中期の都市下層の工業が多分に雑業的かつ手工業的であったので、前章では力役型と雑業型の2つに大まかに整理したが、ここでは、明治末から大正初頭の「細民」と比較するために、一応工業型を別個に分類してみた。

末期から大正中期の「都市民衆騒擾」の主力としての役割を担わせることになる。

さて、「細民」世帯主の94.2%が男子であったので、男子世帯主の年齢構成、労働日、月収に関する考察しておきたい。〔図7〕は代表的な職業の年齢構成を示している。それによれば、工業型

〔図7〕 男子世帯主の職業別年齢構成(明治末の「細民」)



○『細民調査統計表』17頁~20頁。  
○20歳未満は図示しなかった。不詳は除く。

は壮年中心であり、力役型は大体中年中心であり、雑業型は高年中心となっている。要するに、工業型、力役型、雑業型という順序で高齢化しており、「細民」内部の職業は、世代と、年齢に伴う職業移動とによって相当程度に決定されていたと理解すべきであろう。なかでも、金属・機械工業と土木建築業の構成が青壮年層に集中しているが、前者は、明治後期の重工業の成立に照応してお

注(122) 『細民調査統計表』17頁~20頁、『細民調査統計表摘要』44頁~49頁。

(123) すてに述べたが、有配偶職員の年齢構成は、20歳代が43.5%、30歳代が41.5%で、「細民」世帯主はもとより、工業型よりも更に若返っていた。この調査対象は、大工等も若干含まれてはいるが、「諸機械製造職工及其修繕工」が34.9%、「鍛冶鋳物及其他金属製造職工」が14.0%で、おおむね金属・機械工業中心の工場職工であったと考えられる。(『細民調査統計表』「職工家庭調査」2頁~5頁。)

戦前における都市下層の展開 (上)

ると、都市下層から工場労働者が世代的に分離を開始したこの時期の構図を描くことができる。また、後者の土木建築業は、大正中期以降において、20歳代が少なくすでに衰退の兆候を示していた車挽等に代わって力役型の中核となり、更に日雇の性格をも雑役から土木建築的なものへ変化させていくことを暗示している。

〔表10〕 男子世帯主の職業別月平均労働日及び平均月収

	～20日	20～25日	25～31日	合 計	平均労働日
金属・機械工業	11.6%	42.9%	45.5%	100.0%(112)	25.6; 26.1日
木 工 業	22.7	37.3	40.0	100.0 (110)	25.2日
被服等製造業	15.3	30.6	54.1	100.0 ( 85)	25.4日
土木建築業	39.8	42.7	17.5	100.0 (274)	22.4日
車 挽 等	15.9	39.9	44.2	100.0 (552)	24.8; 26.9日
日 雇	39.4	39.8	20.8	100.0 (226)	23.0日
商 業	29.0	37.5	33.5	100.0 (400)	24.3; 24.8日
屑 拾 等	24.4	54.2	21.4	100.0 (131)	20.0日
男子世帯主合計	24.6	35.5	40.0	100.0(2,745)	25.0日

○『細民調査統計表』25頁～26頁,33頁～36頁より作成。ただし、「20～25日」や「15～10日」という表現は、原資料のまま用いた。不詳は除く。  
○平均労働日及び平均月収は、『細民調査統計表摘要』68頁～73頁,86頁～91頁によって、該当職業の数値をそれぞれ列挙しておいた。

	～5円	5～10円	10～13円	13～15円	15～20円	20円～	合 計	平 均 月 収
金属・機械工業	1.7%	6.6%	17.4%	34.7%	33.9%	5.8%	100.0%(121)	14.1; 14.4円
木 工 業	5.9	17.6	12.7	34.3	29.4	8.8	100.0 (102)	13.7円
被服等製造業	2.4	18.8	27.1	31.8	18.8	1.2	100.0 ( 85)	11.4円
土木建築業	1.1	7.7	19.0	25.4	30.3	13.0	100.0 (284)	13.3円
車 挽 等	0.5	12.5	28.0	32.5	22.1	4.3	100.0 (553)	13.1; 13.9円
日 雇	3.1	34.8	25.1	27.3	8.8	0.9	100.0 (227)	11.2円
商 業	3.5	23.3	25.5	28.5	16.8	2.5	100.0 (400)	11.2; 11.3; 11.7円
屑 拾 等	28.5	46.9	15.4	7.7	1.5	—	100.0 (130)	4.3円
男子世帯主合計	4.1	19.4	24.3	27.3	19.8	5.0	100.0(2,753)	12.8円

月平均の労働日は、〔表10〕に示すごとく、工業型が幾分長く、力役型と雑業型が、恐らく天候と健康のために、やや短くなっているが、総平均は25.0日であり、20日未満(もしくは以下)が24.6%あるものの、全体として「細民」男子世帯主の労働日は、可能な限り十分長く、かつ「勤勞的」<sup>(124)</sup>であったといえよう。

次に、男子世帯主の平均月収は、工業型が上位、力役型が中位、雑業型が下位にそれぞれ位置しており、この位置関係は年齢構成に類似している。すなわち、〔表10〕によって、収入の高いものから列挙すると、金属・機械工業、土木建築業、木工業、車挽等、被服等製造業、商業、日雇、屑拾等という順序になるが、これは年齢構成が若いものからの順にほぼ対応しており、世帯主年齢層では年齢が若い程収入が高いという相関を見出すことができる。熟練や自営業的基盤をほとんど

注(124) 前掲『日本の都市下層社会』115頁。

持たない都市下層の収入を決定するものは、主に労働強度であったと考えられ、しかもこの労働強度は、20歳代以上において、年齢に反比例すると見なすのが自然であろう。従って収入と年齢の逆相関は、労働強度を媒介に説明可能であり、このことは都市下層の収入の特性として十分注目されねばならない。<sup>(125)</sup>津田氏は、収入と労働日との関係に言及しておられるが、<sup>(126)</sup>同一職業内ではともかく、「細民」全体の職業としては、以上のような理由で、収入と年齢ひいては世代との関係を重視したい。勿論、例えば年齢構成のより高い車挽等の収入が被服等製造業の収入を上回る場合もあったが、これは、車挽等が年齢の割に労働強度の高い職業であり、<sup>(127)</sup>その意味で当時の「細民」を代表する職業であったと理解すべきであろう。

男子世帯主全体の5割以上は、月収10円から15円の間分布しており、全体の平均月収は、明治44年調査では13.1円、明治45年～大正元年調査では12.8円で、ほぼ13円であった。これに対して女子世帯主の平均月収は、<sup>(128)</sup>両調査共に5.2円であり、それ故、「細民」世帯主の平均月収は、13円弱であったと判断しなければならない。この13円という値は、津田氏の14～15円と比べると少し低く、<sup>(129)</sup>明治30年代の水準ではないかと思われるかも知れないが、すでに述べたように、津田氏の月収推計は、力役型と工業型のみ対応しており、雑業型が考慮されておらず、都市下層全体の月収額としては過大評価を免れなかった。従って、「細民」世帯主の平均月収を13円弱と考えることはそれほど不当ではあるまい。

## ②男子有業家族

次に、男子有業家族について検討しよう。この年齢構成は、20歳未満が56.9%、20歳代が23.9%<sup>(130)</sup>で、世帯主以外の男子有業家族中に、直系卑属の占める割合は84.6%であった。<sup>(131)</sup>従って、男子有業家族の大半は、世帯主夫婦の子供、すなわち「細民」の第2世代だったと考えても大過なからう。

〔表9〕によれば、男子有業家族の職業構成は、工業型が61.4%と圧倒的に多く、過半を占めていた。ながでも、金属工業が12.1%に達していたことは注目に値する。このように、「細民」の次世代の多くは、丁稚、奉公人や力役ではなく、工業の徒弟や見習職工となり、当時の労働市場が比較的開放的であり、みずからも若年新規労働力であるという条件の下で、熟練を獲得し、やがて基幹

注(125) 第一次大戦後、労働移動が低下して熟練が形成され管理体制が整備されることによって、「定期昇給制」もしくは「年功賃金」が成立し(前掲、兵藤『日本における労資関係の展開』404頁～471頁)、重工業大経営の常備労働者の賃金は、少なくとも現象的には年齢に伴って上昇し、ここでの都市下層の収入とは正反対の傾向を呈することになる。

(126) 『日本の都市下層社会』92頁。

(127) 「人力車夫」と「借人力車挽」421人中、「ヨナン」(前掲、八浜『下層社会研究』151頁)と呼ばれる夜業に何らかの形で従事する者は、42.0%と半分に迫り、またこれらの職業の労働日も比較的長かった。(『細民調査統計表』26頁。)

(128) 『細民調査統計表』37頁～38頁、『細民調査統計表摘要』86頁～91頁。

(129) 『日本の都市下層社会』92頁～93頁。

(130) 『細民調査統計表』21頁～24頁、『細民調査統計表摘要』32頁。いうまでもないが、20歳未満の大部分は、10歳以上であった。

(131) 『細民調査統計表摘要』16頁～17頁。

### 戦前における都市下層の展開(上)

的な工場労働者になることさえ可能であった。津田氏は非現住者についてのみこのことを強調されているが、第2世代の現住と非現住の有業者の割合はほとんど同じであり、次世代の男子全体に関して主張されねばならない。<sup>(132)</sup>そして、「細民」の息子達の少なからぬ部分が工場労働者への道歩んでいたことは、とりまなおさず以下の3点を意味している。第1に、津田氏が指摘されたように、都市下層が「労働力給原」としての機能を、世代的にはあるが有していたことである。第2に、隅谷氏が指摘されたように、それは工業労働力の一部が都市内部で供給されることでもあり、都市下層は動的にも都市社会の重要な構成部分であった。第3に、都市下層は必ずしも世代的には自己を再生産しなかったことである。換言すれば、都市下層の次世代がみずからの世帯形成後もその構成員でありつづけ、都市下層自体を固定化するという経路は、少なくとも「細民」の主流ではなかったのである。<sup>(133)</sup>

ところで、男子有業家族の月平均労働日は<sup>(134)</sup>25.4日、平均月収は8円弱であった。<sup>(135)</sup>有業率をみると、20歳未満の男子家族の有業率は<sup>(136)</sup>12.5%、なかでも15歳以上20歳未満の有業率は<sup>(137)</sup>86.5%で、男子直系卑属2,306人中の有業率は<sup>(138)</sup>16.2%であった。従って、「細民」の男子の子供の有業率は15%位であったと考えることができよう。

#### ③世帯主の妻

〔表9〕によると、女子有業家族は男子有業家族の4倍以上に達していた。その内84.5%が20歳以上の女子であり、モードは30歳から40歳階級であった。<sup>(139)</sup>また、女子有業家族に占める配偶者の割合は<sup>(140)</sup>81.3%に上り、これらの数値から、女子有業家族の大部分は、「細民」世帯主の妻であったと

注(132)『日本の都市下層社会』152頁～169頁。津田氏がここで最も力点を置かれているのは、続いて述べるように、「労働力給原」としての都市『下層社会』の意義である。

なお、八浜徳三郎は、「丁稚払底」の理由として、「年期奉公よりも月給制度の勤務例へば会社銀行の給仕、或は汽車電車の車掌又は運転士を希望するもの多き事」や「工業の発達に連れ職工に身を委ぬるもの多き事」等を挙げている(『下層社会研究』43頁)。

更に、『慈善』明治45年4月号によれば、明治44年度の東京市特殊小学校の男子卒業生157人中、28.7%が「工場通勤」に、17.8%が「家業見習手伝」に、8.9%が「商業見習奉公」に、7.6%が「工業家徒弟」及び「下駄花緒製造」にそれぞれ就職している。女子卒業生の場合、「工場通勤」、「家事見習」、「女中奉公」の順位になっている。

(133) 世代的に自己再生産が不可能という場合、明治中期のように人口学的な縮小再生産の場合と、次世代の階層的上昇によって自己再生産ができない場合の2通りが考えられるが、ここでは後者を指している。後者の場合若干の前提条件を必要とするが、この頃の「細民」は、家族を維持し、30歳代から40歳代の世帯においては少なくとも2人の子供を青少年期まで生育し、明治30年代の食費内容を中心とする生活水準の向上によって自然増加率も次第にプラスに転じたようであり(この点に関しては後章で述べる)、この条件を満たしていたと思われる。

(134) 『細民調査統計表摘要』74頁～79頁。

(135) 同上書、92頁～97頁によれば7.5円、『細民調査統計表』37頁～40頁から概算すると8.0円となる。

(136) 『細民調査統計表』7頁～8頁及び21頁～24頁、『細民調査統計表摘要』12頁～13頁及び32頁。

なお男子家族4844人全体の有業率は19.7%であった。

(137) 同上。

(138) 『細民調査統計表摘要』16頁～17頁。

(139) 『細民調査統計表』21頁～24頁、『細民調査統計表摘要』32頁。

(140) 『細民調査統計表摘要』16頁～17頁。

考えられる。このような男子世帯主の配偶者を中心とする女子有業家族の職業構成は、〔表9〕に示す如く、工業型が82.7%と大多数を占め、男子有業家族以上に工業型に集中していた。ところで、『細民調査統計表』の有業家族の職業項目中の明らかに「内職」と認められる項目に従事する女子は42.7%<sup>(141)</sup>で、この他にも「職工」と「内職」の区別がつかないものの、ある程度の「内職」が想定され、女子有業家族の少なくとも半分は、内職という就業形態をとっていた。紡織工業（「絲繰及絲解内職」等から成る）と被服・身装品製造業（「古足袋古靴下古手袋等修繕内職」等を含む）が5割を越えているのも、このことを裏付けている。従って、女子有業家族の過半が、家庭内の工業賃仕事である手内職に従事していたからこそ、工業型が大多数を占めていたともいえよう。そして、内職は労働日や収入をも規定していた。

女子有業家族の月平均労働日は、26日以上が48.7%、21~25日が15.9%、16~20日が21.9%、15日以下が13.5%と分布しており、世帯主と比較して15日以下と26日以上の割合が高く、平均すると24.5日<sup>(142)</sup>であった。女子有業家族の平均月収は、2.5円で、その分布は、1円未満が29.2%、2円未満が29.8%、3円未満が15.8%、4円未満が7.5%、5円未満が6.9%で、以上で89.2%に達している<sup>(143)</sup>。全体の6割近くが2円未満に集中しており、女工等の内職以外の就業によって平均値が2円以上になるものの、女子有業家族の内職による月収のほとんどは、2円以下であったと考えられる。津田氏は、「これ以下では『有業』が成立しない」「最低線」を月収約1円とされているが、1円未満が3割弱存在したことから判断すると、この主張は妥当ではなく、むしろ、きわめて少額であっても可能な限り内職を続けるのが「細民」の妻の特徴であったと思われる。ところで、女子家族の有業率は、全体では40.0%で、年齢別に見ると、20歳から29歳が63.6%、30歳から39歳が67.4%、40歳から49歳が69.1%と、配偶者層で高くなっている<sup>(145)</sup>。女子配偶者に限定した有業率は71.6%であり<sup>(146)</sup>、「細民」の妻の約7割は、何らかの形で就業していたと考えることができる。以上要するに、「細民」の世帯主の妻は、たとえ月額1円以下の収入であっても、健康と家事育児の許す範囲で内

注(141) 『細民調査統計表』13頁~16頁。

(142) 『細民調査統計表摘要』37頁及び74頁~79頁。ところで、この調査によると、世帯主の労働日の分布は、26日以上が40.9%、21~25日が34.7%、16~20日が21.1%、15日以下が3.3%であった。

津田氏は、20日未満について同様の指摘をされているが（『日本の都市下層社会』98頁~99頁）、ここでは、15日以下に注目したい。

(143) 『細民調査統計表摘要』92頁~97頁及び40頁~41頁。なお、『細民調査統計表』41頁~42頁によれば、5円未満は85.0%であった。

(144) 『日本の都市下層社会』101頁~102頁。津田氏のこの主張は、職工の配偶者に関しては妥当するかも知れない。詳しくは、『細民調査統計表』「職工家庭調査」36頁~37頁を参照。

横山源之助によれば、明治31年頃の「貧民家庭の内職仕事」の「賃金は実際取所大抵六銭乃至七銭なるを通例」としていた（『日本の下層社会』44頁~45頁）。\*明治末には幾分上昇したと思われるが、あくまで平均日収であり、内職の不規則な性格をも考慮すると、月収1円以下の存在を想定することは不可能ではなかったといえよう。

(145) 『細民調査統計表』7頁~8頁及び21頁~24頁、『細民調査統計表摘要』12頁~13頁及び32頁。

(146) 『細民調査統計表摘要』16頁~17頁。女子配偶者の総数は2,449人。

### 戦前における都市下層の展開(上)

職等に従事していたのである。しかも、配偶者のこのような就業こそは、ようやく定着し始めた家族を維持するために、当時の都市下層にとって不可欠の要件であった。

#### ④その他

男女現住家族の有業率と職業構成を、明治中期のそれと比較しておこう。<sup>(147)</sup>明治中期において、15歳未満男子の有業率は乞食を除いても50.4%、15歳以上女子の有業率は同じく79.5%であったが、明治末から大正初頭には、それぞれ6.9%、61.3%となり、いずれも相当低下している。特に、都市下層の次世代である男子家族の有業率が極端に低下していることは、既述した就学率の上昇にも照応しており、注目に値する。また、明治中期の職業構成は、15歳未満男子の場合、雑業型が54.6%、工業型が27.9%で、15歳以上女子の場合、雑業型が63.4%、工業型が26.0%であった。これらと比べると、四半世紀後の「細民」の男女有業家族の職業構成は、すでに述べた世帯主以上に、雑業型が低下し、工業型が上昇したといえよう。明治中期の雑業型中心の職業構成は都市における工業の未発達に起因するのであるが、15歳未満男子に関していえば、有業率の高さに示されるような少年期の比較的早い頃からの就業が雑業中心の就労を余儀なくし、その結果、「貧民」次世代は、明治末から大正初頭の「細民」次世代と違って、雑業型から力役型そして再び雑業型という職業経歴をたどり、「貧民」を再生産することにもなったのではないかと想像される。

後の時期との比較のために必要となるので記しておく、世帯主以外の男女を合わせた家族の有業率は、33.4%であった。

#### ⑤非現住人口

最後に、非現住人口の職業を見ておきたい。すでに述べたように、非現住人口は、その過半が10歳代、一部分が20歳代で構成され、ほとんどが世帯主の子供であった。有業者を詳細に区別することはできないが、非現住者全体の有業率は87.4%、男子の場合91.1%、女子の場合<sup>(148)</sup>82.7%で、非現住人口の大部分が就業しており、非現住者すなわち非現住有業者と考えると差しつかえなかった。職業構成は、〔表9〕に示す通りであるが、工業の徒弟や見習、家事使用人、そして商業の女中や丁稚奉公人の3つが軸となっている。男女別にみると、男子非現住有業者の職業構成は、工業型が52.0%と約半数を占め、なかでも金属工業が12.0%で、これらの点では男子現住有業家族の構成に近いが、住込みという就業形態が多いために、商業と家事がそれぞれ13.7%、8.8%と男子現住有業家族に比べて高くなっている。女子非現住有業者は、家事が54.6%、商業(大半は「貸座敷、料理店、<sup>(149)</sup>飲食店等ノ雇人」である)が26.7%で、ほとんどが中産階級以上の家庭かサービス業の女中であつた。労働日と収入については不明であるが、男子非現住有業者の場合、男子現住有業家族と大差なかつた。

注(147) 以下は、明治21年大阪名護町の限定された資料であるが、前掲『大阪名護町貧民窟視察記』135頁による。ただし、ここでは、比較のために乞食を無業とみなした。

(148) 『細民調査統計表摘要』18頁～19頁。

(149) 以上は、同上書、62頁～67頁による。

たと思われる。そして、男子非現住有業者は、その過半が金属工業に代表される工業型であり、男子現住有業家族と同様に、工場労働者への道を歩むことが可能であった。要するに、現住、非現住にかかわらず、「細民」の男子次世代有業者の少なからぬ部分は、親の世代の力役型や雑業型とは違って、工場労働者につながる工業型に属していたのである。従って、次世代の動向に視座を据えた場合、この時期の「細民」は、労働力供給機能を通して都市社会を積極的に構成し、その結果、固定的な世代再生産をなし得なかったといえよう。

ところで、津田氏は、非現住人口について、「細民」の収入水準は「四人以上の家族人口を排斥する<sup>(150)</sup>のであってこの部分は家族構成を破壊して他へ流出せねばならない」と述べられている。しかしながら、主に尋常小学校修了以上の年齢で非現住人口として流出した後になお非現住者の弟妹と世帯主夫婦が残るという状態を、「家族構成を破壊」するので「世代再生産に重要な問題を提起している<sup>(151)</sup>」と理解することは困難である。このような理解は、いわば直系家族制の家族周期を前提としてのみ成立するが、その場合、労働力供給機能を整合的に説明しにくくなる。従って、ここでは、比較的早期の非現住人口の排出を、確立されるべき直系家族制の家族周期の「破壊」ではなく、ようやく維持され始めた小規模夫婦家族からの分離と考えたい。このように親の世帯から分離した次世代非現住者は、やがて新たな世帯を形成して独立するが、後章で述べるように、親子2世代が同居することはほとんど皆無であったと想像される。分離の時期が欠落するものの、「細民」の生活状態から推し量ると、この事情は次世代現住有業家族に関しても同様であり、総じて、「細民」の世帯主の子供は、多くの場合世代差に基づく階層的上昇を伴って、親の世帯から分離、独立し、自らの新たな小規模夫婦家族を構成することになったといえよう。以上要するに、直系家族制よりも夫婦家族制に基づく家族周期モデルの方が、小規模夫婦家族の維持と労働力供給機能をも含め、この時期の都市下層の世代的な動態をより整合的に説明しており、このことは、明治末期の「細民」を起点として、都市下層が夫婦家族制の家族周期をたどり始めたということを示している。ここでは、夫婦家族的家族周期の形態が、その機能的要件やイデオロギーに先行して、まず戦前の都市下層において出現したのではないかという展望を示すに留めておきたい。

### 第7節 生活構造

前節で検討してきた収入を1世帯平均に換算すると、「細民」世帯の平均月収は約16円、そのうち、世帯主収入が13円、男子有業家族の収入が1.3円、そして女子有業家族の収入が1.7円となる。明治30年代の力役型4人家族の月収が15円で、「貧民」全体の平均収入がこれを幾分下回っていたこ

注(150)『日本の都市下層社会』165頁。もっとも、「同一の労働市場へ次の世代を投入することは」「できる限り回避しようとする」(同書, 152頁)というニュアンスの異なった表現も見受けられるが、両者の関係は明らかではない。

(151) 同上書, 165頁。



戦前における都市下層の展開 (上)

とはすでに述べた。従って、この間の若干の消費者物価上昇を考慮すると、明治末の「細民」の月収16円という所得水準は、明治30年代の「貧民」とほぼ同じ水準であったといえよう。また、月収総額に占める世帯主収入の割合は81%、男子有業家族の割合は8%、女子有業家族のそれは11%で、収入の構成も明治30年代とほとんど大差なかった。

〔表11〕 明治44年、「細民」の支出構造

	支出月額	飲食物費	住居費	衣服費	雑費		世帯数
平均	15.43 (100.0)	9.06 (58.7)	2.42 (15.7)	0.39 (2.5)	3.56 (23.1)	単位 円 構成比(%)	3,000
						エンゲル係数	
分布 1	5.35円	3.43円	1.15円	0.00円	0.77円	(64.1)	300
◇ 2	9.55	6.01	1.75	0.12	1.67	(62.9)	600
◇ 3	13.06	8.00	2.16	0.24	2.66	(61.3)	600
◇ 4	15.92	9.44	2.43	0.38	3.67	(59.3)	600
◇ 5	20.63	11.84	3.04	0.58	5.17	(57.4)	600
◇ 6	30.57	16.55	4.32	1.28	8.42	(54.1)	300

- 『細民調査統計表』282頁~309頁より作成。
- 原表では各費目間の関係が不明であるが、下位からの支出階層の分布が各費目間で対応するものと仮定して再構成した。
- 平均世帯人員は3.5人。
- 光熱費は、分離できないが、雑費に含まれていると思われる。
- 食費と雑費の修正については本文を参照されたい。

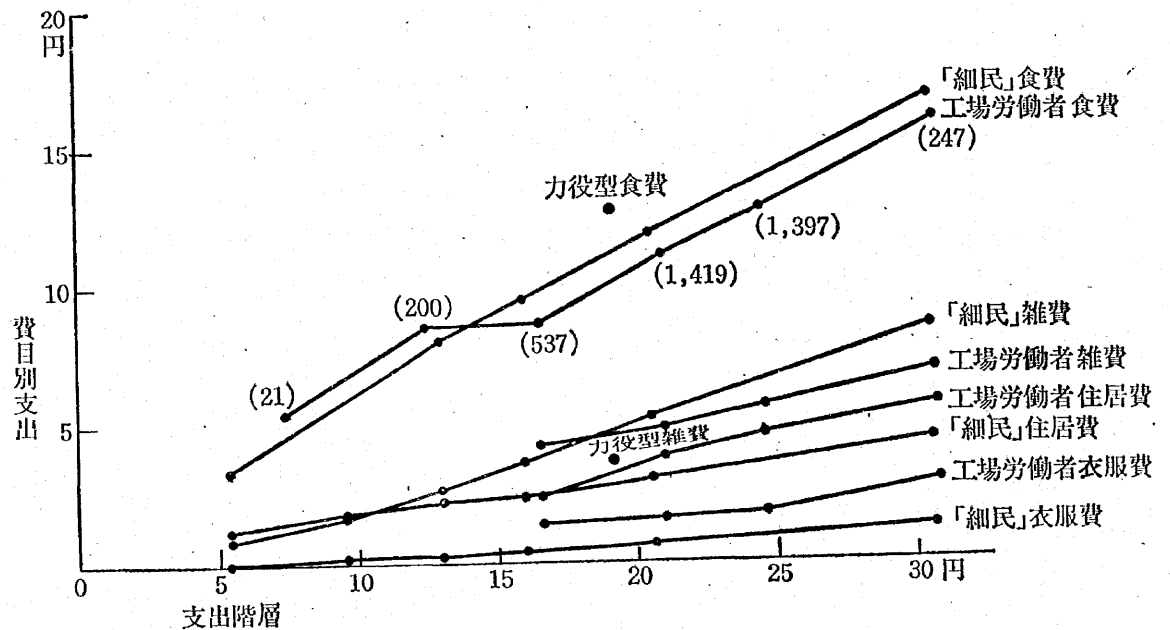
〔表11〕は「細民」の家計支出を示したものである。月平均支出総額は15.4円で、上記の収入に照応しているが、食費は9.1円で、〔表4〕に挙げた明治30年の10.7円と比べて少々低過ぎるように思われる。更に、〔図8〕の「細民」の食費支出線が工場労働者と比較してやや下方にシフトし、逆に雑費支出線がやや上方にシフトしているのではないかという疑問からも、同様の印象を受ける。恐らく、「細民調査」の雑費中に食費とみなされるべき支出が含まれていたためであり、これを修正するために、岡実論文の付表の「東京市内ニ住スル日傭人足」の事例を用いた<sup>(154)</sup>。それによると、これら「一定ノ技能ヲ有セサル」一家5人(夫婦子供3人)の収入は17.00円(夫の収入14円)で、支出は19.28円、その内食費は12.50円(65%)、雑費は3.53円(18%)であり、これを打点すると〔図8〕のようになり、従って、〔表11〕の数値は、食費が約1円過少で、雑費が約1円過大であると修正されるのが妥当であろう。このように修正すると、「細民」の平均的な支出内訳は、食費が10.1円、雑費が2.7円で、構成比はそれぞれ65.2%、16.6%となる。それ故、当時の「細民」の支出構

注(152) 大川一司他著『長期経済統計8物価』135頁。これによると、都市の総合指数は、明治33年48.8、明治44年62.2である。

(153) 「所帯ノ月収金額ニ依リ分チタル所帯」の分布から推計しても、「細民」の平均月収は14.9円となり(『細民調査統計表摘要』148頁~149頁)、16円という収入水準を裏付けている。津田氏の推計では、既述した理由で世帯主と女子有業家族の収入が高くなっているが、男子有業家族を無視したため、結局、月収は15.7円とされている(『日本の都市下層社会』116頁~117頁)。

(154) 中鉢正美解説『生活古典叢書7家計調査と生活研究』75頁~76頁による。原論文は、岡実『職工の生計状態』(社会政策学会論叢第6冊『生計費問題』大正2年刊、所収)である。

〔図8〕 支出階層別費目別支出図(「細民」及び工場労働者)



- 「細民」は〔表11〕による。
- 工場労働者は、岡実「職工の生計状態」の付表を津田氏が整理されたもの(『日本の都市下層社会』144頁)による。
- 支出階層19.2円の力役型の2つの打点は、上記岡論文による東京市内日雇人足の生計である(中鉢正美解説『家計調査と生活研究』75頁~76頁)。
- 括弧内は工場労働者の調査数である。
- 工場労働者及び力役型は、明治45年の調査であると考えられる。
- 「細民」の食費と雑費の修正については本文を参照されたい。

造は、月額が約15円で、その65%が食費、16%が住居費、2%が衣服費、17%が雑費であったと考えることができよう。

ところで、横山源之助が掲げた明治30年の「貧民」の2つの生計事例の食費を、<sup>(155)</sup>物価及び人員で換算すると13.6円、12.6円となり、いずれも10.1円をかなり上回っている。これは、明治30年代と比べて所得水準に大きな変化がないのに、エンゲル係数が7割以上から65%に低下していることにも照応しており、都市に滞留し家族を維持し始めたために住居費及び雑費が必要経費として固定化し、明治20年代の残飯や芋への依存から、明治30年代によりやく米中心の内容に改善された食費をも切り詰めざるをえなかった状態を意味している。中鉢氏は、工場労働者について、「食費支出の購買力をむしろ引下げた」「状況のもとで、とりわけ明治末—大正初期においてエンゲル係数が七割台から五割台に変化したとすれば、そこには何等かの意味における生活構造上の圧力が加わっているとみななければならない、この圧力は当然のことながら工場労働者生活のスラム的生活からの分離と結びつけて考えられなければならない」と述べられているが、都市下層自体も、家族を構成して<sup>(156)</sup>

注(155) 前掲『日本の下層社会』42頁~44頁。

(156) 前掲『家計調査と生活研究』21頁。

### 戦前における都市下層の展開 (上)

一定期間都市に定着するために、従来の収入枠組の中で生活構造の緊張を余儀なくされており、このような状態の中から、重工業に雇用された若い世代を中心に、圧力を被りながらも工場労働者の新たな生活構造が形成され始めたと理解すべきであろう。しかも、都市下層を基盤とした工場労働者に至る広汎な生活構造上の緊張こそが、後述するように、明治末期から大正中期の「都市民衆騷擾」を根本的に規定したと思われる。

#### 第8節 工場労働者との比較

『細民調査統計表』の「職工家庭調査」によると、職工の8割以上は2室以上の長屋に住み(平均2.2室)、平均畳数は8.9畳、家賃の平均は4.0円であった。<sup>(157)</sup> また、職工世帯主の平均月収22.2円、家族の収入5.5円で(世帯主以外の家族の有業率は26.2%)、財産収入を含めた総収入額は28.1円であり、これに対して、職工世帯の平均「生活費」は26.5円であった。<sup>(158)</sup> 以上の金属・機械工業を中心とした職工の生活状態は、すでに検討した「細民」の生活状態とは明らかに異なっており、基幹的な工場労働者は、明治末には、都市下層から基本的に分離した階層であったと判断すべきであろう。<sup>(159)</sup> しかも、このような階層的分離が、特殊な例外ではなく、日露戦争を契機とした重工業の発展によって集積した工場労働者全般にも次第に妥当するようになってきたことに留意しなければならない。換言すれば、都市下層は、明治中期に有していた広範な一般性を徐々に剝奪され、都市の内部で相対的低位に位置付けられ始めたわけである。

工場労働者のモードであり且つ平均的な生計収支は、岡実「職工の生計状態」(明治45年調査)と稲葉良太郎「工人の生計」(明治43年調査)の「大工場」調査によれば、収入が24円(これは実収支均等点でもある)で、その約85%が世帯主収入であり、支出が24円で、5割強が食費、約17%が住居費、残りの約3割が衣服費や雑費という構成であった。<sup>(160)</sup> 明治30年代には都市下層の力役型と大差なかった所得水準もこの時期には明らかに相違しており、支出構造もエンゲル係数65%の都市下層とは異

注(157)「職工家庭調査」30頁～35頁。

(158) 同上書、8頁～9頁、36頁～41頁。ただし、平均世帯人員は3.5人である。「職工家庭調査」の対象が上層に偏り、過大申告の疑いもあるのではないかという指摘もあるが(前掲『統計日本経済』119頁～120頁)、続いて述べる他の調査と比べても、実勢を損うほど上回っていたようには思われない。

(159) 前掲『日本の都市下層社会』132頁～143頁をも参照。ただし、階層としての異質性を指摘されながらも(142頁)、津田氏は岡論文の第1表の家族人員4人を5人と誤解されていることが端的に物語るように(132頁)、収入水準、更には生活水準が全く同等であると結論付けようとしているが(143頁)、都市下層と工場労働者の収入水準は、すでに述べ、また続いて述べるように、水準としては明確に異なっていたと考えざるをえない。勿論、そのような工場労働者の収入が、都市下層とは異質な生活構造を安定的に支えるために十分であったか否かは、おのずから別問題であり、そのためには更に10年を要することになる。

(160) 前掲『生活調査と生活研究』20頁、70頁～77頁(第3、4、5、9、10表)、前掲『日本の都市下層社会』133頁～135頁(第53表共ノ1、3)より推計。なお、宇野利右衛門「職工の住居と生活」中の生計事例も、同様の事情を裏付けている。

質であることが確認できよう。この事情を支出階層別に示したのが〔図8〕<sup>(161)</sup>である。前節でも述べたが、「細民」雑費の支出拡張線が食費なみに上昇していることから、「細民」雑費には多少の食費が含まれていたと想定され、「細民」の食費は約1円上方に、「細民」雑費は約1円下方に、それぞれシフトしていたと修正して〔図8〕を理解したい。この修正を前提にすると、工場労働者の8割以上が所属していた20円以上の支出階層では、工場労働者の住居費と衣服費が「細民」のそれを一定間隔で上回り、食費が逆の関係となっており、雑費が不明確であるものの、工場労働者と「細民」は、支出階層別に支出構造を検討しても、異質な階層であったことが認められよう。

しかしながら、岡実が「デピカル」とした「製糸、紡織、活版、製紙等ニ従事スル職工」の事例は、〔図8〕に打点すると、修正後の「細民」にはほぼ一致していたし、「職工家庭調査」では、なお2割弱が1室に居住し（〔図8〕でも支出階層16.6円の工場労働者の住居費が「細民」のそれに重なっている）、家族の有業率も「細民」に劣らず高かった。これらの点から判断すると、重工業大経営以外の工場労働者のある部分は、なお都市下層と大差ない生活構造を有していたと考えられる。更に、津田氏が指摘されたように、工場労働者の下位2支出階層の食費が「細民」と一致しているが、これを論ずるには、1つの仮定が設けられねばならない。というのは、これら下位2階層は、岡実論文の付録第3表によれば、独身者、とりわけ寄宿舎内の徒弟見習のような独身者だったと想像されるからである。それ故、「細民」の下位支出階層にも単身者が一定に含まれており、その限りで、上記のような工場労働の独身者との比較が可能であるという仮定の下でのみ、以下の解釈が許されるであろう。支出階層15円未満の工場労働者は、独身で、その支出構造はほとんど「細民」と同じであり、15円前後から20円にかけて、工場労働者は、ようやく一家を構え、「細民」とは異なった支出構造<sup>(163)</sup>を形成し始めるが、それは収入の約4分の1を家族収入に依存することによってのみ可能であった。そして、支出階層20円以上になると、世帯主収入が約9割弱を占め、工場労働者世帯の支出は、<sup>(164)</sup>「細民」と傾向的に異質な構造となっている。岡実が、日給「七十銭以下の者には独身者が多く、その生活は「変化が著しく」「伸縮自在」であるのに対して、「七十銭以上の者は家族持ちに多く、」大約二十円貰ふことが出来ればそれで妻を持つことが出来、「一旦家族を持った者は余程引締っ

注(161) 支出もしくは収入階層別の支出に関しては、直線か非線型か、最低生活費の算定に使用可能か否か等の議論があったが、ここでは、存在する資料を前提として費目別支出を図示し、資料的に比較可能な2つ以上の被調査集団の間に傾向的な差異が認められるかどうかを検討することにしたい。すなわち、被調査集団間、更にはそれが代表するとみなされる社会階層間の相対的な位置付けのためにのみ、支出階層別費目別支出図を使用したい。なお、この議論に関しては、笹山京・中鉢正美共著『家庭経済論』46頁～63頁、奥村忠雄「生活水準と生計費」（森耕二郎編『生活水準』所収）を参照されたい。

(162) 前掲『家計調査と生活研究』64頁、70頁（第1表）。なお、岡実が掲げた付表の中心は、機械工場の職工であった。この点、注意を要する。

(163) 同上書、71頁（第3表）。

(164) 津田氏は、「工場労働者の場合には、その階層的地位を保持しようとする限り、飲食物費は固定した支出を要求し、それが支えきれなくなってスラム的存在へ移行する」（『日本の都市下層社会』、141頁）と静態的に解釈されているが、資料の性格からしても、本文のように、家族周期及び世代の視点から接近すべきであろう。世代については、「職工家庭調査」の年齢構成が、「細民」の工業型と比べても、約10歳以上若返っていたことを想起されたい。

### 戦前における都市下層の展開 (上)

て」生活を営むと述べていることも、上記の解釈を裏付けているといえよう。<sup>(165)</sup>

以上要するに、明治末から大正初頭においては、工場労働者、少なくとも重工業大経営の工場労働者の生活構造は、都市下層とは基本的に異質であった。<sup>(166)</sup>しかし、重工業大経営以外の工場労働者の一部や、大経営といえども徒弟見習のような独身者が、未だ都市下層とほとんど同質の生活構造を有していたことにも留意しなければならない。<sup>(167)</sup>しかも、家族収入及び時間外労働の増加や食費内容の切り詰めを示されるように、生活構造上の緊張を伴うことによつてのみ、この時期の工場労働者の都市下層からの分離が可能であった。一方、都市下層の側からみれば、その生活水準が一般的共通性を失い、都市において相対的低位に位置付けられ始めるが、なお都市下層の一般性が完全に失われるには至らなかったといえよう。そして、とり残されたかにみえる都市下層自体も、明治20年代から30年代にかけての生活水準の向上をてこに、明治末期には小規模夫婦家族を維持し始め、そのために緊張した生活を送らねばならなくなっていた。むしろ、このような都市下層の生活の変化を基礎として、世帯を形成し始めた若い世代の工場労働者の中から、上記のような新しい生活構造が生み出されてきたと理解すべきであろう。

### 第9節 その他の生活指標

まず、「細民」の食費の内容を見ると、その大半を占めていた主食は、米飯が76.1%、残飯が2.8%<sup>(168)</sup>、麦飯が21.1%で、明治30年代以降、残飯がほとんど皆無となり、米食が「細民」全体に普及定着してきたと考えられる。<sup>(169)</sup>

蒲団の所有状況は、「細民」世帯の94.4%が所有しており、<sup>(170)</sup>少なからぬ世帯が蒲団を持たず損料貸から借りていた明治中期と比較すると、ある程度改善されたといえるだろう。しかし、所有しているといっても、1人当りせいぜい1枚程度であった。

また、「細民調査」は、神棚及び仏壇の有無を調べている。それによると、神棚を有する世帯は65.5%、仏壇を有する世帯は62.1%で、両方を有する世帯は49.6%に上り、どちらも持たない世帯は21.9%<sup>(171)</sup>であった。一家3～4人が4.5畳1間に居住する状態で、粗末であったかも知れないが、思いのほか多くの世帯が神棚又は仏壇を有していたといえよう。もし、神棚が拡大する都市での社

注(165) 前掲『家庭調査と生活研究』69頁。

(166) マクロ的にみても、「細民」の収入水準にはほとんど変化がなかったが、製造業総合の実質賃金指数は、1900年40.0円から1910年の53.1円と上昇していた(前掲『物価』243頁)。

岡実の表現を借りれば、「彼等職工は必ずしも窮民にあらず」(『家計調査と生活研究』67頁)ということになる。

(167) 前掲、兵藤『日本における労資関係の展開』318頁～319頁。

(168) 『細民調査統計表』141頁～153頁、『細民調査統計表摘要』188頁。

(169) 八浜徳三郎は、「本邦の貧民は残飯又は麦飯を食する事を恥ぢ、仮令ひ副食物を節約しても米飯を食する風あり」(『下層社会研究』162頁)と述べている。

(170) 『細民調査統計表』128頁～133頁。なお、借入してはいるが所有している世帯を含めると96.4%になる。

(171) 同上書、154頁～157頁、『細民調査統計表摘要』146頁～147頁。

会的な位置付けを、仏壇が都市生活で失った者(「細民」の乳幼児死亡率は高かったと思われる)への供養と先祖との関連における出自とを、それぞれ象徴しているとすれば、「細民」世帯は、自らの空間的・時間的関係付けを必要とするほど、家族としての枠組を確立していたと考えることができよう。

収支状態を間接的に検討すると、「現ニ質入アル者」が63.5%、「借金アル者」が37.4%、そして「貯金ナキ者」が95.7%<sup>(172)</sup>で、これらの数値から判断すると、既述した平均的な収入と支出から想像される以上に、「細民」家計の収支は苦しかったと思われる。ただし明治中期に比べると、「細民の収入多きこと」等の理由で、「近来は此の種の細民質(股引、下駄等を質草とした小口のもの——筆者)大に減少せしがため、従って彼の謂ゆる『オドリ』、『上げ下げ』または通用物と称えて朝、寝具を入れて衣服を出し夕、衣服を入れて寝具を出すと言ふが如く、毎日若干の利息を支払ふて朝夕入替をなすもの絶へて無し」<sup>(173)</sup>と述べられている。

最後に、世帯主の娯楽について見ておきたい。世帯主中73.2%が不詳であるが、これは、娯楽なしと考えても差しつかえなからう。娯楽ある者の内訳は、寄席が27.1%、芝居が21.1%、各種音曲が10.5%、囲碁将棋が同じく10.5%、活動写真が6.1%、等であった。<sup>(174)</sup>総じて、「細民」の多くは特別に娯楽を持たず、持ったとしても大半は伝統的なものであったといえよう。

#### 第10節 貧困原因, その他

都市下層に関する一連の調査において、最も欠如していたのは、都市下層の経歴についての諸項目であるという印象をぬぐうことができないが、「細民調査」の場合も例外ではなかった。相互の関連が不明で経路を想像することも不可能だが、若干の事項を記しておきたい。

まず、上京の理由は、就業機会を求める等の積極的な理由が約7割で大半を占めていたのに対して、地方から押し出されるという消極的な理由が約2割に過ぎなかった。<sup>(175)</sup>これを額面通りに受けとると、出稼型論にとって格好の対象である「細民」においてすら都市への流入は、農村構造からの一元的説明が不可能で、都市での就業動機と恐らくはその後の生活の展望とを媒介にしなければならなかったと考えられる。

次に、上京後現地へ転入するまでの期間を見ると、5年未満が約4割、15年以上が約3割で、「出京後ほとんど直線的に流入するか、あるいは長い年月の後に移転して来る」という津田氏の主張は

注(172)『細民調査統計表』164頁～183頁。

(173) 前掲『下層社会研究』16頁～17頁。「細民の多くは平生濁々に生活せるが故に、若し雨天連続して営業顔廢に及べば直ちに米代に窮し不時の災厄、祝、弔それぞれの出費あらば、忽ち家計に欠陥を生ずるが故に、何物かを質入して一時の凌ぎをなすの外に策なし」(同書、18頁)。

(174)『細民調査統計表』91頁～92頁。総数3,047名中、娯楽のある者は818名(26.8%)である。なお、「職工家庭調査」によれば、娯楽ある者は、少なくとも83.7%であった(同書、19頁～20頁)。

(175) 同上書、107頁～108頁。なお、重複回答を許した『細民調査統計表摘要』でも、積極的理由は約5割であった(同書、136頁～137頁)。

戦前における都市下層の展開 (上)

(176) 妥当であろう。転業回数は意外に少なく、0回が約4割、1回が約3割、2回が約2割となっており、<sup>(177)</sup>「細民」世帯主にとって、職業の下向移動が直ちに都市下層への停滞もしくは転落を意味し、都市下層内部では可能な限り同一職業を継続しなければならなかった事情を示している。

最後に、〔表12〕によって、貧困の原因を見ておきたい。下谷・浅草区では明確に区別されてい

〔表12〕 貧困の原因 (明治末～大正初頭の「細民」世帯主)

原因	代表的項目	下谷・浅草区	本所・深川区	
		貧困の主因	重複回答	副因の推計
個人的関係		32.8	19.8	169
身体的能力		13.1	8.9	110
	「虚弱・疾病」	11.5	6.8	54
	「老衰」	1.6	1.5	31
精神的能力		12.9	4.3	△81
	「無教育・怠惰」	4.6	1.3	△37
	「技術拙劣・無能」	8.3	3.0	△44
道徳的能力		6.8	6.6	140
家族的関係		17.6	14.5	257
	「係累多し」	6.7	4.0	32
	「家族疾病・死亡」	4.9	8.3	252
	「扶養者死亡等」	6.0	2.3	△27
職業的・社会関係		24.1	13.4	74
	「商業・事業の失敗」	21.4	8.5	△77
	「失業」	1.4	1.6	37
	「転職」	0.4	1.8	67
経済的・社会関係		11.3	31.5	1,105
	「労銀低下」	4.8	4.6	98
	「物価上昇」	2.2	25.6	1,041
	「労働需要の欠乏」	4.3	0.6	△63
自然的関係		7.2	16.9	570
その他の原因		7.0	3.9	22
合計		100.0%(2,739)	100.0%(4,243)	2,197
		理由なし71名、申告不詳237名を除く。	「自己より貧困なる者」2,046名について重複回答を許して、調査したもの	

- 『細民調査統計表』93頁～94頁、『細民調査統計表摘要』144頁～145頁より作成。
- 副因の推計は、2,046人の主因を、下谷・浅草区の構成比から求め、それを回答数から引くことを行なった。
- 原因の分類は、おおむね『細民調査統計表摘要』による。

ないが、本所・深川区では全体の28.0%が「父祖ノ代ヨリ貧困ナリシ者」で、残り72.0%の「自己ヨリ貧困ナル者」について調査されている。貧困の主因は、個人的関係と家族的関係で50.4%に達し、「係累多シ」が少なくなっているものの、内生的原因が中心である点では、明治中期と同様であった。しかし、「商業又ハ事業ニ失敗」に代表される社会関係が35.4%で、この点では、明治中期

注(176)『細民調査統計表』118頁～119頁、『日本の都市下層社会』105頁。

(177)『細民調査統計表』109頁～110頁。

との間に明らかな相違が認められる。しかも、副因の推計によると、「物価ノ騰貴」の経済的 社会 関係が約半数を占め、社会的原因が内生的原因と密接に関連していたことが分る。また、重複回答 を許した場合、社会関係の回答数は、被調査者の約9割に上り、都市下層全体が、何らかの社会的 貧困原因と係わっていたのである。<sup>(178)</sup>換言すれば、明治末から大正初頭の都市下層は、後の時期ほど ではないとはいえ、日露戦争後の都市社会の展開に大きく組み込まれ始めたのである。

(新潟大学商業短期大学部専任講師)

---

注(178) 八浜徳三郎は、「貧困の原因は多くその社会組織の如何に因る」と述べ、「救貧事業」を批判し、保険制度を軸とした 「社会的政策」の必要を説いている(『下層社会研究』176頁)。

なお、東京市内生れの世帯主を一定に含む下谷、浅草区では、「商業又ハ事業ニ失敗」が大きな位置を占めているが、これは、都市の伝統的自営業層の分解、没落と関連しているのかも知れない。